

令和7年6月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和7年6月10日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 柴口征寛議員 (1) 被爆80年の節目にふさわしい平和行政の推進について
(2) 学校/公共施設等における生理用品の設置・配布方法の改善について
(3) 旧愛知県立高浜高等技術専門校跡地の有効活用について
2. 黒川美克議員 (1) 南海トラフ巨大地震について
(2) 指定管理者制度と会計年度任用職員制度について
(3) 公共施設あり方計画について
3. 野々山 啓議員 (1) 安全・安心なまちづくり
4. 長谷川広昌議員 (1) 財政計画について
5. 福岡里香議員 (1) 多文化共生社会に向けた責任と信頼のあるまちづくりについて
(2) 再生可能エネルギー導入に伴うリスクと市民負担について
(3) 在宅高齢者支援の現状と展望について
6. 荒川義孝議員 (1) 新しい防災のかたち ～防災DXについて考える～

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山 啓	6番	今原 ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川 広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	野 口 恒 夫
総合政策グループリーダー	榑 原 雅 彦
総合政策グループ主幹	原 田 優
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	平 川 亮 二
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	都 築 真 哉
経済環境グループ主幹	神 谷 英 司
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	竹 内 正 夫
地域福祉グループリーダー	岩 崎 和 也
介護障がいグループリーダー	藤 克 幸
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループリーダー	大 村 智 康
学校経営グループリーダー	清 水 健
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
-------------	---------

主 査 森 本 将 史
主 事 大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

初めに、12番、柴口征寛議員。一つ、被爆80年の節目にふさわしい平和行政の推進について、一つ、学校/公共施設等における生理用品の設置・配布方法の改善について、一つ、旧愛知県立高浜高等技術専門校跡地の有効活用について、以上3問についての質問を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 日本共産党の柴口征寛です。

今回は3件について一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

一つ目に、被爆80年の節目にふさわしい平和行政の推進について質問させていただきます。

本年2025年は、広島、長崎への原爆投下から80年の節目の年に当たります。また、昨年には日本被団協が核兵器廃絶に向けた長年の活動によりノーベル平和賞を受賞し、国内外で大きな注目を集めました。このような歴史的転機とも言える今、地方自治体の一つである高浜市としても戦争の記憶と教訓を次世代に確実に継承していく平和行政の一層の充実が求められていると考えます。

高浜市議会では、平成6年3月28日に非核平和都市宣言が決議され、平和の理念が明確に掲げられました。本年はその理念を改めて市民と共有し、子供たちや次の世代へとつなげていく絶好の機会であります。実際に、現在としょびあでは、戦後80年に関連した平和図書の特集展示が行われており、こうした取組が地域の中で平和を身近に考えるきっかけとなっていることを大変意義深いものと受け止めています。また、平和行政の柱の一つである平和教育においても、子供たちが平和の尊さを体験的に学び、主体的に考えることのできる環境を整えることが重要です。単

なる記念行事にとどまることなく、継続的、実効的な取組が求められています。

こうした認識の下、質問させていただきます。

1点目に、市として平和への意志をどのように表明していくのかという観点から伺います。

戦争の記憶が薄れ、核兵器を巡る国際情勢も不安定さを増す中で、平和の尊さや非核の理念を次世代に引き継いでいくことが地方自治体に対して強く求められております。とりわけ、被爆から80年という節目の年に当たる本年は、その立場を明確にし、平和への意志を社会に示していく絶好の機会だと考えます。

本市では、平成6年に市議会が非核平和都市宣言を決議していますが、市としてはこれまで非核平和都市の宣言を行っていません。日本共産党としては、この30年の間、繰り返し議会の場で市としての非核平和都市宣言を求めてまいりました。市民の声そして時代の要請として何度も問い続けてきたにもかかわらず、市としてはいまだにその意志を明確に示していない状況です。

しかし、平和への意志を内外に明確に示すには、やはり市自身が行政として非核平和都市を宣言することが必要であると考えます。近隣市でも現在、平和都市宣言の制定に向けた動きが進んでおり、地域全体で平和の意志を共有し、発信していく機運が高まりつつあります。高浜市もまたその一翼を担うべきではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

被爆80年という大きな節目の年を機に高浜市として非核平和都市宣言を行い、その立場を市民に明確に示すべきではないでしょうか。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市としての意志というところでございますが、去る6月7日に開催をされました戦没者追悼式におきまして、遺族会の会長さんの追悼の辞の中で、戦後80年、連合会を閉じるこの節目の年に戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくため、ぜひ高浜市においても高浜市が平和な社会の実現を願うまちであると宣言をしていただきたく切望するものでありますとのお言葉がございました。行政としてもその言葉を受け止め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） ちょっと残念ながら答弁、曖昧な表現にとどまって市としての明確な立場が示されておられません。平和や非核というテーマ、曖昧な言葉のままでは決して伝わりません。市が何をどう伝えるのか、言葉をもって価値を明らかにしてこそ初めて市民に届くものです。

改めて確認しますが、高浜市として本年、非核平和都市宣言あるいは平和都市宣言、このような言葉を用いた明確な宣言を行う考えはあるのかないのか。具体的に時期や内容を含めて示せることがあれば、はっきりとお示してください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 答弁繰り返しのなってしまうのですが、行政としても遺族会の会長さんからの言葉につきましてはしっかりと受け止めて、しかるべき時期にそういったようなところを進めていけるように検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） ちょっと明確な御答弁いただけないんですが、繰り返しますけれども、議会が宣言したから市も同じ考えであるということはありません。平和への意志は、行政として市民に直接伝えるからこそ初めて意味を持ちます。近隣市でも今まさに宣言に向けた動きがある中で、高浜市はなお明確にしないということには強い違和感と危機感を覚えます。

しかし、まだ時間はありますのでまだ遅くはありません。被爆80年の節目の年にふさわしい姿勢を高浜市として示すためにも、いま一度立ち止まり、非核平和都市宣言の意義についてぜひ再考いただくよう強く求めます。

続いて2点目に、被爆80年を機に高浜市としてどのような平和啓発活動の実施を検討してきたのか。その具体的な内容や準備状況についてお尋ねしていきます。

昨年12月定例会において、本市独自の平和啓発事業の実施を求めらる中で、例えば市内公共施設を活用して原爆パネル展や折り鶴の展示を行うこと、戦争体験者の体験証言映像の上映、子供向けの平和に関する啓発事業などを提案しました。

こうした提案を踏まえ、市としてどのような事業を検討されてきたのか。また、その準備状況や今後の実施予定があれば、具体的にお示しいただきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 具体的な今後の平和施策の検討状況でございますが、広島平和祈念資料館が実施をしておりますパネル等の無料貸出し、こちらのほうを活用しまして、10月の終わり頃かまたは11月の初め頃にパネル等の展示を実施をしたいと考えております。

また、広島市が実施をしております原爆被害等を疑似体験できるVRゴーグル、こちらにつきましてもパネル等の展示に合わせて、今無料貸出しの申請をしている状況でございますので、申請通れば、そちらも併せて実施をしていきたいと考えております。現在の進行状況としてはそちらのほうの実施をしていくというような形で進めております。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館におけます取組について申し上げたいと思っております。

現在、本館3階のモノコトギャラリーにおきまして、「終戦から80年 破壊と復興」というコーナーを設けまして、長崎県の浦上天主堂の被爆瓦ですとか、被爆前、被爆後の長崎のまちの様子等の写真パネルというものを今紹介しております。

それから図書の特集としましては、本館では「戦後80年 映画になった太平洋戦争」、それか

らとしよびあでは、冒頭、議員のほうからも御発言いただきましたとおり、「戦後80年 No More! ヒロシマ・ナガサキ ～核兵器廃絶に向けて～」というコーナーを設けております。

また8月15日、16日には、核兵器の脅威を描いたアニメーション映画の上映会、「風が吹くとき」の開催のほうも予定をしております。

今後もこれまでと同様に、様々な角度から市民の皆さんに平和について考えていただくことができる機会を設けてまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今、様々な取組を紹介されたんですけども、これ市民が日常の中で平和について考えるきっかけとなる非常に意義深い取組であると評価しております。こうした取組、本年限りのものとならず、来年以降も継続して実施されるよう市としての方針があるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 今後の方針でございますが、今年度の取組の状況を見ながら様々な角度で、今言われましたように市民の皆さんに平和について考えていただく、そんな機会を設けていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） こうした啓発事業、より多くの市民に届けるためにも市のホームページや広報誌、SNS等を通じた広報、情報発信の強化が欠かせないものと考えます。市として平和行政に関する情報発信の在り方について、どのような考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 様々な取組も知っていただかなければあまり意味がないというところございますので、こういった取組も通じてですが、そういった情報発信のところでもしっかりと市民の皆さんにお伝えしていける、そんな機会をつくっていかれたらと思っております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 3点目の質問として、過去の節目における取組の確認と本年被爆80年という年が持つ意味、そして今後の継続方針について伺います。

戦後50年とか60年といった節目の年において、それぞれ市としてどのような取組や企画がなされてきたのか、まず確認したいと思います。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 過去の広報を見たりしたところ、被爆50年の年には終戦50周年記念映画鑑賞「ひめゆりの塔」という映画の鑑賞会が実施されたという記録がございました。

また、被爆70年の年には南部まちづくり協議会において、戦後70年平和を考える展覧会として、今日の平和を次の世代に引き継ぐ講演や展示会が行われたということを把握しております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） その上で、被爆から80年という節目を迎えた本年がこれまでの流れの中でどのような位置づけを持つのか。そして、これまでの経験をどのように生かしながら本年どのような取組を行おうとしているのか、市の認識と方針をお願いします。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 被爆80年、節目といえば節目でございますが、被爆80年だからということではなく恒久平和に対する思いや平和への思いを次の世代につないでいくということは、節目の年に関係なく大切でございますので、様々な角度から市民の皆さんに平和について考えていただくことができる機会を今後も設けていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 重要なのは本年限りの一過性の取組とせず、この機を通じて今後も継続的に平和施策を推進していく視点と構想を持っていくかどうかです。被爆の記憶が風化し、戦争体験者の声が届きにくくなる、なりつつある今こそ、行政が主体的にその継承と発信の役割を担っていく必要があります。

被爆80年というこの特別な年を一時的なイベントに終わらせるのではなく、平和行政の新たな出発点とするためにも市としての今後の方向性や構想について明確な方針を示していただければと思います。

続いて、学校現場での平和教育の在り方についてお尋ねします。

令和6年12月定例会では、被爆80年という節目に当たって特別な平和教育の取組は予定していないとの答弁がありました。しかし、このまま何の対応もないまま子供たちが本年をただの一年として過ごしてしまうことに私は大きな疑問を感じております。何度も言っておりますが、本年は被爆から80年という節目の年です。単に記念行事を行うか否かという問題ではなく、この年に生きる子供たちにとってなぜ今年が特別なのか、なぜ平和を考える必要があるのかを実感できるような学びの場が教育現場においてこそ求められているのではないのでしょうか。

例えば、学校図書室での平和関連図書の特集展示や授業の中で戦争や核兵器に関する資料を活用するなど予算や日程に過度な負担をかけずに実施できる工夫はあるかと思えます。むしろ、そうした日常の中でこそ平和を考えるような教育の在り方こそがこれからの平和教育には不可欠であると考えます。

そこでお尋ねします。

子供たちが本年、被爆80年という節目の年であることを意識し、平和について自ら考える機会を持てるようにするために、学校現場において図書室での展示や授業内での資料活用など工夫を凝らした取組を行う考えはあるかどうか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 平和の大切さをいつでも実感できるように日頃の授業の中で取り上げ、子供たちが自分ごととして主体的に考えられるようにすることを大切にしています。

学校図書室での特集展示や、戦争や核兵器に関する資料の授業への活用については、これまでも多くの学校で取り組んでおります。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 全国の自治体では、広島や長崎を訪問する平和学習や中学生を平和大使として派遣する取組のほか、語り部の講話、戦時中の給食再現など体験的、視覚的な平和学習を取り入れている事例があります。こうした実践は、平和という抽象的なテーマを子供たちにとって身近で具体的なものとし、学びの入口を広げるといって大きな意義があると考えます。

昨年12月定例会では、こうした他の自治体の取組について一つの考えとして認識しているとの答弁もありましたが、それを踏まえて、今後どのような手法や工夫で平和学習を充実させていくのか、市としての具体的な検討状況を伺います。

また、取組の導入に当たっては、本市の教育課題や学校現場の状況に即した工夫が求められると考えます。ほかの自治体の取組をそのままねるのではなく、どのようにアレンジしながら活用していくのか、その方向性についても併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 平和教育については日頃の授業の中で取り上げ、子供たちが主体的に考えられるようにすることを大切にしております。以上です。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 最後に、教育委員会として平和教育を今後どのような教育領域として位置づけ、育てていこうとしているのかという基本的な考え方について伺います。

これまで本市が積み重ねてきた平和教育の取組や見えてきた課題を踏まえつつ、これからの平和教育は単なる知識の伝達にとどまらず、学校の中でどう根づかせ、教育の中でどう意味づけていくのかが問われる段階にあるのではないのでしょうか。

今後、子供たちにとって平和が単なる歴史的事実や道徳的価値ではなく、現在の社会や自分たちの生活にも関わる考えるべきテーマとして機能していくような教育をどう構築していくのか。教育委員会としての基本的な方針や中長期的な方向性をお聞かせいただければと思います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 子供たちが一人一人しっかり考えていけるように、やはり平和教育につきましても日頃の授業の中で取り上げ、一人一人が主体的に考えられるようにすることを大切にしていきたいと思います。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今回、高浜市として非核平和都市宣言あるいは平和都市宣言を行う意志が

示されなかったことは、被爆80年というこの大きな節目の年に当たって極めて残念であり、重い課題を残すことになったと受け止めております。

議会在平成6年に非核平和都市宣言を決議してから30年もの間、市民の声に背を向け、市としての明確な意志表明を避け続けてきたこの姿勢には改めて大きな疑問を抱かざるを得ません。

平和への意志とは本来、言葉にしてこそ初めて市民や社会に伝わるものであり、行政がその責任を放棄してよいものではありません。しかし、まだ遅くありません。市としての明確な意志を社会に発信すること、それはいつでも今からでも取り組めるはずです。高浜市が市民とともに平和を語り発信することのできるまちとなるよう、市としての明確な立場表明を行っていただくことを今後も引き続き求めていきたいと思っております。

では次に、学校・公共施設等における生理用品の設置、配布方法の改善についてに移ります。まず、学校教育環境の状況から伺ってまいります。

昨年6月定例会で、学校における生理用品の設置、配布方法の改善を求める質問を行いました。その後1年間で何らかの方針の見直しや新たな検討は進められてきたのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 特にありません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在も保健室での配布が基本とされていますが、この配布方法を継続している理由はどこにあるのか。また、現場ではどのような課題が認識されているのかについても確認させてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 保健室に来る児童生徒には、養護教諭が丁寧に話を聞いています。その中で、忘れてたり、必要になったり、また用意できずに困っていることなどが確認できれば生理用品を渡しています。

学校が大切にしたいことは、その子供たちの背景を正しく理解し、支援について検討したり、状況に応じて関係機関につないだりしながら丁寧に対応することです。このことに関して、児童生徒、保護者、教職員から特に要望は聞いておりません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在の保健室での配布は、申し出なければならぬことが前提となる仕組みです。そうした方法が、声を上げにくい生徒への配慮として本当に十分なものと考えているのか伺います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 取りに来る児童生徒の中に同じ顔ぶれはありません。ただ、繰り返される場合には、丁寧に話を聞き、関係機関につないでいきます。このことに関して、児童

生徒、保護者、教職員から特に要望は聞いておりません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在の配布方法において、どれくらいの生徒がどの程度の頻度で生理用品を利用しているのか。また、月当たりどれくらいの数量が配布されているのかについて、学校ごとで分かれば件数をお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 小学校から順に報告します。市内5校に確認をしましたが、どの小学校においても月に1人来るかどうかが。そして、一、二個を配布しています。

次に、市内2つの中学校においては、月に三、四人、1人当たり二、三個を配布しているという状況です。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） これまでの答弁を伺って改めて確認したいのは、保健室での対応という方針が実際に子供たちにとってどれほど現実的な支援手段になっているのかという点です。

答弁では支援へのつなぎという意図が強調されましたが、保健室へ行っても自分の状況を説明して必要性を認めてもらって初めて受け取れるという手続そのものがむしろ支援から遠ざけてしまっている可能性はないでしょうか。特にネグレクトや貧困の影響で、家庭で生理用品を用意してもらえないような子供ほど自分の困っている事情を言葉にして伝えること自体が難しいのではないのでしょうか。また、昨年の答弁、今回の答弁でも小学校では月に1人来るかどうかが、一、二個の配布、中学校では二、三個という利用件数が示されましたが、これは制度が機能しているというよりもむしろ届けられていない証拠ではないのでしょうか。

実際、刈谷市では、小中学校の女子トイレに生理用品を常設したことで利用実績が小学校で30から40個、中学校で月平均100個にも上っているとのこと。これは仕組みの違いがニーズの顕在化に直結していることを示す、分かりやすい比較例だと思います。

高浜市でも保健室対応という形が実態として届いているのか、それとも届かない理由を生んでしまっているのか。その点から、制度の在り方を見直す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 保健室に来た児童生徒につきましては、丁寧に話を聞いております。その子供たちの背景を正しく理解して、支援につなげていくということを学校は大切にしておりますので、関係機関につないだり、丁寧に対応するというを今後も進めてまいりたいと思います。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 生理用品の設置や配布の在り方について、児童や生徒のニーズや利用上の

課題を把握するためにアンケート調査や意見聴取を行ったことがあるのかどうか。そしてまた今後、そのような調査を実施する考えがあるのかもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 実施の考えはありません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 昨年も実施の考えはないとの答弁でした。ですが、それでもなお、なぜ無記名のアンケートのような方法を取ろうとしないのか、その理由を改めてお聞きしたいと思います。

特に生理に関する悩みは、恥ずかしさや不安がつきまとう大変デリケートな問題です。中には誰にも相談できず、保健室にさえ行けず、黙ったまま我慢している子供がいるのではないのでしょうか。高浜市でも、生理用品を提供する側が想像していることと子供たちが実際に感じていることに見えないずれが生じていないか。そうしたずれを埋めるために、無記名のアンケートを通じて子供の声を丁寧に聞く工夫が求められているのではないのでしょうか。声が上がっていないから困っていないと判断してしまうのではなく、黙っているからこそ困っているかもしれないという前提に立つことが必要ではないかと思います。こうした子供の声をすくい上げる手段として、無記名のアンケート調査は有効だと考えますが、それでもなぜ実施しないのか、改めてその理由をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 一人一人の子供たち、取りに来た子供たちとの丁寧な話を聞くということも大切にしていきますし、現在の配布の仕方について、児童生徒、保護者、教職員から特に要望は聞いておりません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 生理用品の配布は全校で実施されていると理解していますが、先生に相談しやすいかどうかやどのように対応してもらえるかといった点で、実際に生理用品を受け取りやすいかどうか、学校ごとに差が出ている可能性はないのでしょうか。特に、家庭の事情などで生理用品を自分で用意できずに困っている子供への支援が、どの学校でも同じように行き届いていると言えるのかどうか確認したいと思います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 繰り返しになりますが、現在の配布の仕方について、児童生徒、保護者、教職員から特に要望は聞いておりません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在、市内の小中学校において、生理に関する教育はどの学年で実施されているのか。また、その教育が男子も含めた児童生徒にも実施されているのかどうか。実施内容

や教材の具体例も含めて確認させてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 小学校は4年生、中学校は1年生の保健の授業で実施しています。ですので男女の性別関係なく、全ての児童生徒が学んでいます。

小学校4年生では、体の発育、発達について理解することについて。主に思春期になると大人の体に近づき、初経、精通が起こり、新しい命を生み出すための準備が始まること。そしてそれらが起こる時期には個人差があることを学習します。

中学校1年生では、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟することについて。主に思春期の体の変化はホルモンの働きによることや男女それぞれの生殖器の働きや機能、そしてそれらが発達して初経、精通が起こること。ホルモンの変化と月経の経過、受精と妊娠についても学習します。小中学校ともに教科書の図解資料を活用しています。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 学校現場で生理に対する誤解や偏見により、いじめやからかいが生じた事例を把握しているかどうか。また、その際にどのような対応がなされたのか。再発防止のための具体的な取組がどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） そういった事例については、報告はされていません。把握すれば、速やかで正確な事実確認を行い、対応してまいります。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 男女ともに生理に関する教育を行っているとの答弁でしたが、偏見やからかいの事例は把握していないとのことでした。ただし、それは本当に起きていないというより、声が上がっていないだけという可能性もあるのではないのでしょうか。生理に関する教育が行われていても、日常の中で無意識のからかいや居心地の悪さを感じている子供たちの存在にどう目を向けていくのか。見えにくいいじめを可視化する努力が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 今のところそういった事例については報告されておりません。毎月の月例報告におきましても、そういった事例については報告されておりません。ただ、日常の生活については、全教職員で一人一人を見守っていきまして、いつでも相談できる相談体制を大切にしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 県内では生理用品を保健室ではなくトイレに常設する取組が広がっており、一定の効果も確認されています。例えば刈谷市では、令和4年10月にまず中学校の一部をモデル

校としてトイレ設置を施行し、月平均100個前後という利用実績を確認した上で令和5年4月から全中学校で開始しました。

小学校についても順次開始をし、令和6年4月までに全小学校が完了しました。先ほども申し上げましたが、小学校でも月30から40個程度の使用が確認されているということです。これは、必要としていても保健室には行きづらいという子供が実際にいたことを示していると思います。

一方、本市では依然として保健室への申し出方式が基本とされており、先ほどもありましたように、月一人程度、中学校では数人程度にとどまっているということです。

この数字をもって需要が少ないと結論づけるのではなく、誰もが安心して学べる環境を保障するという教育的視点や経済的困難を抱える子供への支援という福祉的視点からも制度の在り方そのものが届きにくい構造になっているのではないかという視点が必要であると思います。

そこで伺いますが、まずは数校をモデル校としてトイレ常設の試行導入を実施して、その効果を検証していくことについてどう考えるか。また、生理用品だけが申し出が必要な支援となっており、トイレットペーパーのようにトイレに常設されていないという仕組みそのものが無意識の差別構造になっていないか、これをどう受け止めているのか、併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） モデル校導入と設置の推進について、また今の対応についての考えにつきましては変わりなくやっております。モデル校導入、設置の推進については、その考えはありません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 次に、公共施設における生理用品の設置、配布の状況について伺います。

学校現場に限らず、誰もが利用する公共施設においても生理用品が必要な場面は当然あります。どのような施設であっても必要な人がためらわずに使える環境が整っていることは、生活の質や人権保障の観点からも極めて重要です。

そこでまず、本市において、現在、生理用品を設置または配布している公共施設はどこか。設置場所、そしてトイレ設置か窓口配布かといった設置形態についてお示しください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 現在は、いきいき広場内の女性用トイレ並びに多目的トイレに設置してございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） いきいき広場では現在、女性用トイレ及び多目的トイレの設置が実施されているということです。以前は、女性用トイレと2階窓口での引換カード提示による配布であったかと思います。窓口で受け取るという方式については人目が気になるとか心理的ハードルが高いなど利用しにくい点があったのではないかと考えられます。

そこで伺いますが、なぜ現在、窓口配布を終了してトイレ設置のみに変更されたのか。その背景や経過についてお聞かせいただきたいと思います。あわせて、現在は在庫がなくなり次第終了とされているとのことですが、これは防災備蓄用の生理用品を活用しているからだと理解しております。とはいえ必要とする人に継続的に提供するためには、在庫切れで終了という対応ではなく、予算措置を講じた上で安定供給を図るべきではないでしょうか。この点についても併せてお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 令和3年の生理用品導入当時におきましては、御指摘のとおり引換カードを窓口へ提出または提示をしていただく形により、いきいき広場の窓口での配布を行ってまいりました。しかしながら、市民の皆様から職員に声がかげづらいというお声を頂くことが多くなってまいりましたので、約2年ほど前から現在の個室での設置方法に変更をしております。また、現在のところ防災備蓄用品の活用を引き続き図ってまいると考えておきまして、予算措置の考えは現在のところございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 次に、いきいき広場での生理用品の利用状況について伺いますが、現在実施されているトイレ設置による配布について、どれくらいの方が実際に利用されているのか、月ごとの使用数や推移など市として把握しているデータがあればお示しください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 設置の件数や窓口での配布件数等につきましては統計等は取ってございませんが、令和6年度、5年度におきましては約1万枚の在庫がなくなっております。今年度につきましても約1万枚を手配をしているところでございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在、いきいき広場での生理用品設置については市のホームページで案内がされているものの、それ以外の手段による周知は確認できておりません。必要な人に情報が届いていなければ、せっかくの設置も活用されずに支援が十分に果たされないおそれがあります。

そこで伺います。現時点で市のホームページ以外に設置場所を知らせる取組を行っているのかどうか確認させてください。また、必要な人に確実にその情報が届くようにするために施設内での掲示の工夫や、より多様な周知手段の活用を検討していく考えはあるか、併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 現在のところ、昨年度につきましては用意した1万枚の在庫がなくなっている現状から鑑みまして、必要としている人には行き届いているものというふうに考えてございます。また、市民の方から生理用品等の配布につきましてのお問合せはございません。特

に現状、市のホームページにおいての広報をしておりますが、これについて改善策が必要であるというふうには考えてございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在、生理用品設置されている公共施設、今いきいき広場のみなんですが、例えば市役所、かわら美術館・図書館、旧公民館といった市民の利用が多いほかの施設においてもこの同様の支援が求められているのではないのでしょうか。特に不意の体調変化や急な出血など想定外のタイミングで生理用品が必要となる場面は誰にでもあり得ることであり、公共施設において、トイレットペーパーと同様に必要なときに自由に使える、そうした環境が整っていることは安心して暮らせるまちづくりの一環とも言えます。

そこで伺います。

現在のいきいき広場に限った設置を今後、ほかの公共施設へと段階的にでも拡充していく方針があるかどうかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 現在、いきいき広場におきまして、防災備蓄品のローリングストックの一環も兼ねまして生理用品を配布しております。そして、配布枚数からも経済的な事情で生理用品を購入することが難しい必要な女性には届いているものと考えております。したがって、いきいき広場以外の公共施設、市役所ですとか、美術館とか公民館などにおきまして独自で予算をつけて購入いたしまして設置するという考えはございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 以前、いきいき広場のカード提示の方式だったですね、市役所、そして女性文化センターのトイレにこうしたカードが設置してあったと思うんですが、今いきいき広場にそういった情報はないと思うんですが、いきいき広場に置いてあるよっていう情報を市役所とかその他の施設に掲示する必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） いきいき広場で置いているということはホームページなどでPRしてございますので、十分と考えております。以上です。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 神奈川県が2022年度に実施した生理の貧困実態調査では、公共施設での生理用品配布について利用したいと回答した人が全体の56.9%、さらに収入が減った等の理由で購入をためらったことがあると答えた人の中では67.1%に上る結果が示されました。

この結果は、生理用品を必要とする人が一定数存在し、経済的、心理的な理由から購入や携帯が難しい場合もあるという現実的なニーズを明確に示すものです。

本市として、こうした調査結果をどのように受け止めるのか。また、今後の生理用品提供施策

を検討する上で、このような調査結果をどのように生かしていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） この調査結果に限定いたしまして、何か今後の取組に生かすといった考えはございません。ただし、この結果に限らず他の自治体の状況でございますとか、取組などを参考にすることについて全く否定するものではございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 次に、災害時における生理用品の配布体制について伺います。

平常時における生理用品の設置と同様に、災害発生時に避難所などで必要な人に適切な形で支援が届くことは非常に重要な視点です。特に避難所ではプライバシーや衛生面の確保が難しくなる中で、生理に関する支援体制の整備が不十分であると心身への負担がさらに増してしまいます。

そこで伺いますが、本市では、災害発生時における避難所での生理用品の配布体制について、どのような形で整備されているのか。また、その内容がマニュアル化されているのであれば、誰がどのように提供するのか、どのタイミングで配布されるのかといった実施手順についても併せてお願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 避難所生活におきまして、生理用品は女性の健康と衛生維持のためには欠かせないものであることから一定量の備蓄を行っております。

配布体制につきましては、他の備蓄品と同じく備蓄倉庫から避難所に対し、物資の提供を行います。避難所における配布方法につきましては、女性のプライバシーに配慮する必要があると考えており、現状といたしましては、画一的にマニュアル化せず、避難所におきまして、女性が安心して利用できるように弾力的な運用をすることが重要であると考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 続いて、防災備蓄として保管されている生理用品の管理体制や活用方針について伺います。

災害時の支援物資として生理用品を備蓄することは当然必要なことですが、その管理状況が不明確であったり、期限が近づいたものが十分に活用されないまま廃棄されてしまうようでは、限られた予算の中での防災対策としても課題が残ります。

実際、本市では防災備蓄品がいきいき広場のトイレ設置に活用されております。このように期限が近づいた備蓄品を有効活用する取組は、支援の充実と資源の有効利用という2つの観点から重要な意義を持つものと考えます。

そこで伺います。現在どのような種類の生理用品を、どの程度の数量、どのような更新サイクルで防災備蓄しているのか。また、市内のどの拠点にどのように分散保管されているのか、その

全体像をお示してください。あわせて、いきいき広場での活用事例を踏まえて、この備蓄の数量を増やして、ほかの公共施設や学校などにおいても同様の活用を進めていく方針があるのかどうか、お考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 生理用品の備蓄につきましては、令和6年度末現在で約1万8,000枚を備蓄しております。更新サイクルにつきましては、令和4年度までは使用期限が5年の製品を購入しておりましたが、令和5年度購入分からは、使用期限が10年の製品へ変更をしております。

備蓄数につきましては、市内の人口のうち10歳から55歳の女性の割合を対象として備蓄のほうを進めておりますが、現時点では備蓄の数を増やすということは検討しておりません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 三重県の吉田あやか県議が生理用品を公共トイレにも常設してほしいとSNSで発信したところ、8,000件を超える誹謗中傷や殺害予告が殺到したという事件は、生理に対する偏見や無理解の根深さを示す象徴的な出来事でした。

こうした現実屈することなく、公共空間における生理用品の設置拡大に取り組むことは、単なる利便性の問題ではなく、人権やジェンダー平等の観点からも重要な取組であり、市としてもその意義をしっかりと受け止めていくことが求められているのではないかと考えます。

市としてこのような観点から、生理用品の設置拡大にどのように向き合い、取り組んでいこうとしているのか、御見解を伺います。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 議員、御質問の出来事につきましては、報道やネットニュース等で承知をしておるところでございます。市といたしましては、生理の貧困に対する取組といたしまして、現行の取組を継続していく考えでございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 先ほどの質問では、社会的な偏見や攻撃に屈することなく、市として設置拡大にどう向き合うのかという姿勢の問題を伺いましたが、ここで改めて生理用品をトイレに常設することの意義そのものについて市の考え方を確認したいと思います。

経済的な理由で生理用品の購入をためらう人への福祉的支援という側面にとどまらず、性と健康に関する権利の保障、そして全ての人々が安心して利用できる公共空間の実現、そうした観点からもトイレへの常設は重要な意義を持つものと考えます。

市としてこのような視点も含めて、生理用品のトイレ常設をどう位置づけているのか、市の基本的な考え方を聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） 常設を進める意義ということでございますが、あくまで市の基本的な考え方というのは、生理の貧困への対策ということでございます。必要な方に届く実効性のある対応こそが重要であるというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） さきの答弁では学校現場での生理に関する教育が男女ともに行われているとのことでしたが、月経周期の個人差や症状に伴う身体的、精神的、そうした負担など、実際に必要とされる知識が十分に伝えられているかどうかについては、引き続き検討の余地があると考えます。

また、現行の保健体育の教科書では、生理周期はおよそ28日ごとに安定するといった記述が一般的に見られますが、実際には25日から38日程度の幅があり、同じ人でも周期に変動があるなど個人差への配慮が不十分であるという指摘があります。加えて、学習指導要領では、性に関する指導に対し、過度な配慮が求められていることが、教員が踏み込んだ教育をためらわせる要因となっているという声もあります。

こうした現状を踏まえ、心身の変化に対する科学的な知識にとどまらず、他者の人権や多様性を尊重し、対等で安全な関係性を築いていく力を育む包括的性教育を学校現場でより積極的に推進していく必要があると考えておりますが、市の見解を伺います。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 包括的性教育は、学習指導要領に位置づけられておりませんので、実施する予定はありません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 先ほども述べましたように、包括的性教育を学校現場で丁寧に進めていくことは、単に知識を教えるだけにとどまらず、子供たちが生理に関する偏見や誤解を持たず、互いの違いを尊重し合える意識や態度を育む上でも大きな意味を持つと考えます。

こうした教育の積み重ねが将来的には、誰もが安心して生活できる社会を築いていくための土台や基盤となっていくことが期待されます。

市としてこの包括的性教育の波及効果についてどのように捉えているか、見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 繰り返しになりますが、包括的性教育は学習指導要領に位置づけられておりませんので、実施する予定はありません。

生理に関する教育は保健の授業で扱っておりますので、性別関わらず誰もが学ぶ機会としております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 公共施設や学校において生理用品のトイレ常設を進めていくためには、市民や学校現場の理解と協力が欠かせません。生理に関する話題にはいまだ根強い偏見やタブー視が存在しており、それが支援の必要性や取組の意義を見えにくくしている面もあります。だからこそ正しい知識と課題の実態を共有し、理解を広げていくための啓発や情報発信が不可欠ではないでしょうか。

市として生理用品のトイレ常設に向けて、こうした啓発活動や広報をどのように位置づけて、また、どう取り組んでいこうとしているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 市といたしましては、常設の考えは持ち合わせておりませんので、理解を得るための情報発信ですとか啓発活動につきましては、行う予定は現在のところございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 現在、公共施設のトイレにはトイレットペーパーが無償で常設されているのが当たり前となっていますが、生理用品については、学校では保健室での申し出制、公共施設ではいきいき広場のトイレに限られているのが現状です。日常的に使う生活必需品でありながら、生理用品だけが特別扱いされ、しかも条件付きでしか支援が受けられない。こうした状況は、必要な人が必要なときに使えるという当たり前の支援が、生理をめぐってはいまだに十分に保証されていないことを示しています。これは性別の違いによる配慮というよりも、むしろ性別に基づいた構造的な不平等を温存しているのではないかと考えます。だからこそ生理用品がトイレットペーパーと同じように、当たり前にある公共空間の整備を目指していく必要があるのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、最後に、市としてこうした構造的な不平等の現状をどのように認識し、学校や公共施設における生理用品の常設に今後どう取り組んでいこうとしているのか、改めて見解を伺います。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） 今、議員からトイレットペーパーを例にお話がありました。

トイレットペーパーは、衛生用品としてトイレ機能の一部として備えられているというふうに理解をしております。それに対しまして、生理用品は女性特有の生理現象に対応するもので、使用の有無や時期、種類、それから必要量には個人差がございます。さらに言えば、生理は身体的、それから心理的に非常にデリケートな側面を伴うため、その対応には一律ではなく繊細で多様な配慮が求められるのではないかと考えております。

このような違いを考えますと、両者を同列に捉えて常設すべきとする考えには慎重な判断が必要になるというふうに考えております。

市としては、これまでどおり生理の貧困への支援を基本としまして、必要な方に届く実効性のある対応を行ってまいりたいと考えておりますので、全ての公共施設に常設する考えはございません。以上です。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 生理があることによって不便や不利益を受ける人がいないまちへ、そのための第一歩として、支援の在り方だけでなく、支援の前提そのものを問い直すことが今求められているのではないのでしょうか。

それでは、次に旧愛知県立高浜高等技術専門校跡地の有効活用についてに移ります。

旧高浜高等技術専門校の跡地活用については、これまで日本共産党として予算要望等の中で取り上げさせていただいた経緯があります。

この跡地は、国道419号線からのアクセスにも恵まれ、ある程度の広さも確保できる市内でも貴重な未利用地の一つです。以前から、子育て世代などから、野球場やサッカー場など青少年がのびのびと活動できる場所にしてほしいといった声が寄せられておりました。また、それに加えて、災害時に避難場所として活用できないか、地域にとって安心できる拠点となるような整備が必要ではないか、こうした防災的視点、観点からの声も地域を回る中で多く寄せられるようになりました。

こうした声の背景には、地元住民の防災意識の高まりがあるとも受け止めております。特に南海トラフ巨大地震を想定した場合、平地部では浸水や孤立の危険が高まることが予測されております。実際、高浜市のハザードマップを確認すると、この跡地周辺は津波や高潮による浸水想定区域に位置しており、一部では最大3メートル近い浸水が予測されている場所も含まれております。にもかかわらず、この地域には大規模な避難場所や一時避難施設が十分に整備されていないのが現状ではないかと考えます。

そうした中でこの跡地を、例えば、かさ上げをして防災備蓄倉庫やトイレなどの機能を備えた避難場所として整備することや高層型の避難タワーを併設することなどは大いに検討に値するのではないのでしょうか。単なる空き地として放置するのではなく、地域の安心と安全を守る拠点としての活用が図られるならば、多くの市民にとって納得感のある整備になるはずです。

また、この跡地は現在、愛知県が所有する県有地です。そのため、仮に本市が活用する場合には当然、取得費用や整備費用といった財政的な課題も出てくることとなります。しかし、防災減災対策は市単独の課題にとどまるものではなく、広域的視点からの取組が求められるべきであり、必要に応じて県に対して財政的支援や費用分担を求めていくことも検討すべきではないでしょうか。市民の命を守る防災拠点の整備であれば、県にとっても協力すべき公益性の高い事業となるはずです。さらに、この跡地の活用に当たっては、最も影響を受けるのは、地元の皆さんであり、地元住民の意向を丁寧にくみ取るプロセスが不可欠です。

跡地活用について、行政だけで方針を決定するのではなく、アンケート調査や説明会などを通じて住民の声を広く集めながら、よりよい活用策を共に考えていくべきだと考えます。防災に限らず、福祉、子育て、教育など様々な観点から議論を深めることが可能となるはずです。

こうした観点から質問をさせていただきます。

旧高浜高等技術専門校跡地について、これまで市としてどのような活動の可能性を検討してこられたのか。これまでの経緯を整理した上で、現時点での市の基本的な方針があればお示しください。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 都市計画上の位置づけといたしまして、本市の都市計画マスタープランにおいてこのエリアは既成市街地として位置づけられ、良好な住環境の形成を図るエリアとなっております。

また現状、港小学校や高浜南部幼稚園などの公共施設が集積する地区であることから、公共施設の再配置を検討し、地域の生活に資する利便性の高い施設が立地するゾーンである公共施設利用検討ゾーンに位置づけております。また、総合管理計画などの計画もございますので、それらを踏まえ、総合的に判断し、土地利用を考えていきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 本市のハザードマップでは、当該地周辺が浸水想定区域に該当していることが確認されますが、そのような地域特性を踏まえ、当該跡地を防災拠点や避難場所として活用する可能性について、市の見解を伺います。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） この跡地周辺につきましては、ハザードマップにおきまして南海トラフを震源とする巨大地震発生時の津波災害警戒区域となっておりますが、現在被害予測では高浜市への津波の到達時間は最速75分あることから、高い場所への水平避難が重要であると考えておりますので、跡地につきましては、防災拠点としての活用は今のところ考えはございません。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） この跡地は県有地であり、敷地面積約4ヘクタールと市内でも非常に規模の大きな土地です。本市の財政状況を考慮すると、これを市単独で取得して整備まで行うことは現実的に大きな負担となります。しかしながら、防災拠点としての活用、市民の生命と安全に直結する重要な課題であり、その公益性は極めて高いと考えます。

こうした点を踏まえて、県に対して取得費や整備費の一部について財政的支援や費用負担を求めていくことについて、市としてどのように考えているのか、お願いします。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 先ほど議員からお話のありましたように、約4ヘクタールとかなり

大きい土地でございます。取得につきましても高額の費用がかかることも想定はされますので、そちらにつきまして県と市におきまして土地利用の方針について協議の段階でございます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 最後になりますが、跡地の具体的な活用に当たっては、地域住民の意見を丁寧に把握することが不可欠です。とりわけ周辺地域の安全や生活環境にも関わる可能性があることから、今後アンケート調査あるいは説明会の開催などを通じて、住民の声を広く集めながら検討を進めていく必要があると考えますが、そのような住民参加の手法については、市としての考え、いかがお持ちか、お願いします。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 現時点におきまして具体的な用途が決まっておりません。また具体的な方針、用途が決まりましたら、地域の声を反映する必要があると判断した場合には、意見を求めることも考えられます。

○議長（神谷直子） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 当該土地が県有地である以上、正式な取得が決まっていない段階で具体的な活用方法を決定することはできないという事情も理解しております。しかし、一方で市として何らかの検討を進めているのであれば、その将来の可能性に向けて、市民の声を踏まえた方向性の議論を早い段階から行うことは決して早過ぎることはありません。まだ決まっていないから議論できないのではなく、これから先のまちの姿を描くために、今こそ議論すべきだという姿勢こそが開かれた行政の第一歩だと考えます。

跡地の活用は単なる土地利用の問題にとどまらず、防災、まちづくり、市民生活に大きく関わるテーマです。その将来像を行政と市民が共に考え、そして共に描いていけるような丁寧な取組を期待して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時4分休憩

午前11時15分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、黒川美克議員。一つ、南海トラフ巨大地震について、一つ、指定管理者制度と会計年度任用職員制度について、一つ、公共施設あり方計画について、以上3問についての質問を許します。

14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一問一答方

式で質問をさせていただきます。

まず最初に、南海トラフ巨大地震について。まず地域防災計画について。

高浜市地域防災計画によりますと、南海トラフ地震による理論上最大モデルでは約5,300棟の全壊・焼失となっておりますが、応急仮設住宅は何戸必要であると想定していますか。それに対応できる応急仮設住宅建設候補地は確保されているのか。また、その候補地があれば教えてください。

それから、あと春日庵の耐震性能の数値をお示してください。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 応急仮設住宅の必要戸数といたしまして、推計値ではございますが、阪神・淡路でありますと被害戸数の約2割相当、東日本でいきますと被害戸数の約3割となっております。ですので、5,300の全壊・焼失となりますと、約1,000から1,600が推計値となるものと考えております。

また、候補地といたしましては、市が保有します公園やグラウンドなど利用可能な有効空地を予定しておりますが、被害想定に対する用地の確保に至っておりません。引き続き、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮し、候補地の選定について検討してまいります。

○文化スポーツG（鈴木明美） 春日庵の耐震性能についてという御質問でございますけれども、平成4年に増築をしておりますが、そのときに建築確認申請を出しているということで、その時点では問題ないというふうに認識をしております、その数値というものは把握をしております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 耐震診断はしてないということよろしいですか。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 耐震診断は行っておりません。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、事前復興計画について質問いたします。

事前復興計画とは、復興を迅速に行うために、被災する前に災害が起こった後のまちづくりについて、あらかじめ決めておくというものです。このことは、およそ30年にわたって事前復興計画の策定に携わってきた東京都立大学名誉教授の中林一樹さんが、その狙いについて次のように話してみえます。被害想定というのはかなり正確に行われるようになった。その被害想定に基づいて、こんな被害が起きたらどんなふうに復興するのか、今から考えておきませんかというのがこの事前復興計画なんですと言っておみえになります。また、能登半島地震の事例から見てきた事前準備の重要性として、能登半島地震の死者は3つの県で500人以上、被害を受けた住宅は14万9,000棟余りに上っています。道路や水道のライフラインへの被害は、自治体の様々な想定

をはるかに上回るものでした。そうした中、石川県珠洲市が直面したのが、仮設住宅の用地問題です。計画では建設予定地は28か所ありましたが、想定を上回る規模の地震で、その半分以上が被災、新たな土地を探す必要に迫られました。珠洲市の担当者ももともといい場所だったと候補に挙げていても、現地に行くところでは建設は不可能だということもあったと嘆いておりました。

そのことから、災害時には普段は必要のない土地の利用が重要になってきます。まず、支援に入る自衛隊の拠点用地、それから産業廃棄物を処理しないと何もできないので、その仮置き場や処理場、さらに水道や下水道などライフラインを応急復旧する人たちが活動する場所も必要になります。こういった応急の土地利用で一番問題が起こるのが学校のグラウンドだと中林さんは言われています。

小学校、中学校は自治体の持ち物ですから使いやすいが、仮にそこを全部仮設住宅にしてしまえば、復興までの数年間はグラウンドが使えず、運動会もできなくなり、子供の人間形成にも影響が出てしまう。だから、まさに事前被害想定に基づいて、今のうちに空き地を探してどう活用するかを決めておくのが事前復興の最初の一步なのですと試してみます。

そこで、事前に被害想定に基づく活動用地の確保として、高浜市としてはどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 支援に入る自衛隊、警察、消防等の活動拠点候補地といたしましては、高浜市の地域防災計画におきまして、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、県立高浜高校の校庭としております。また、災害廃棄物等廃棄物仮置場といたしましては、地域防災計画において、流作グラウンド、高浜芳川緑地として定めております。ライフライン復旧活動拠点用地といたしましては、公園などを予定しております。応急仮設建設候補地といたしましては、さわたり夢広場をはじめとする市内の都市公園やグラウンドを予定しております。以上です。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 1995年の阪神・淡路大震災以降、30年間に起こった最大震度7を記録した地震災害が6つ発生しております。これらの地震の被災地では、事前復興計画を立てていた自治体はなく、残念ながらまだ日本全国で見ても事前復興計画はこれからとなっています。このように進まない状況に対して、国土交通省は2023年から特に津波被災地域を中心に具体的な復興まちづくりの目標や実施方針などを各自治体がまとめる事前復興まちづくり計画という取組を推進しています。その計画への取組状況ですが、策定済みの自治体はわずか2%、策定作業中は1%、検討していない自治体が75%となっています。

本市において事前復興計画を策定する予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 事前復興の取組といたしまして、準備する事前復興と実践する事前

復興の2つがございます。準備する事前復興とは、被害が出たらどのような手順で被災後の復興を進めるのか、行政と市民が話し合っただけのマニュアルを策定しておくものです。実践する事前復興とは、被害想定に基づき、事前に高台移転するなど目標とするまちづくりを事前に実践しておくものとなります。

本市では、準備する事前復興の取組として、愛知県が開催する震災復興都市計画模擬訓練に参加し、復興まちづくりの実施方針の策定に対する学習をすることで、職員の対応能力の向上を図っております。事前復興計画の策定について現時点で予定はございませんが、事前復興まちづくりに対する取組について、近隣市を含め調査してまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 復興後のまちづくりを考えることのメリットとしては、住民の防災意識の向上、まちづくりに防災がプラスされる自治体と住民の連携強化といった点もあります。災害が起きた後のことを確認しながらみんなで話し合うと、いろいろな意見が出てきます。そこから何とかしなきゃいけないと防災意識が向上していきます。そして、より強く防災を意識したまちづくりに変わっていく。これを自治体、そして住民で共有することは、平時でも災害時でも連携が強化されていくことでしょう。そのことから、事前復興計画に取り組むことが重要であり、必要であると私は考えております。前向きに事前復興計画へ取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、指定管理者制度と会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。

指定管理者制度について、まず初めに指定管理者制度の概要を教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 公の施設の設置目的等を考慮しながら民間事業者の手法を活用することにより、住民ニーズの多様化に対応するとともに、管理に要する経費を縮減して利用料の低料金を図ることや、利用者の満足度を上げてより多くの利用者確保しようとする民間経営者の発想を取り入れることでサービスの向上が図られることなどを目的とし、地方自治法の改正を経て、平成15年9月から指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度の導入により、指定管理者に施設管理だけでなく運営業務も行わせること、施設の利用を許可すること、施設の利用料金を指定管理者の直接の収入とすることが可能となりました。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 本市ではいつから指定管理者制度を導入しているのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 本市においては、まず、平成15年12月に高浜市公の施設の指定管理者の指定の事務等に関する条例を制定し、指定管理者制度の導入に向けた準備を行っております。そ

して、平成16年4月1日から全世代楽習館にて指定管理者制度を導入しております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 指定管理者制度を導入したときから今までの各年度の導入施設数を教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 年度ごとに指定管理者制度導入施設数をお答えします。

平成16年度及び平成17年度、1施設。平成18年度及び平成19年度、30施設。平成20年度から平成25年度まで31施設。平成26年度から平成28年度まで27施設。平成29年度、26施設。平成30年度、24施設。令和元年度及び令和2年度、21施設。令和3年度及び令和4年度、19施設。令和5年度、16施設。令和6年度及び令和7年度、14施設です。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 年度ごとに施設数が減ってきているわけですが、これはうちが公共施設のあり方計画や何かで施設の複合化だとかそういったのを進めてきている結果だと思いますけれども。

次に、令和7年度指定管理者制度を活用している施設名を教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 令和7年度に指定管理者制度を活用している施設名をお答えいたします。

流作グラウンド、五反田グラウンド、五反田第2グラウンド、碧海グラウンド、碧海テニスコート、武道館のスポーツ施設、吉浜交流館、女性文化センター、春日庵、やきものの里かわら美術館・図書館、心身障害児福祉施設みどり学園、高浜南部ふれあいプラザ、高浜南部第2ふれあいプラザ、三高駅西駐車場の14施設になります。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 各指定管理導入施設の指定管理者を教えてください。あわせて、各施設においてこれまで指定管理者が変更になったことがあるのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず、財務グループで所管している三高駅西駐車場の指定管理者は、株式会社日本メカトロニクスで、これまで指定管理者が変更になったことはありません。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化スポーツグループで所管をしております施設につきまして、まずスポーツ施設と市立グラウンド等でございますが、その指定管理者は特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブで、これまで指定管理者が変更になったことはございません。次に、吉浜交流館の指定管理者ですが、高浜市総合サービス株式会社で、吉浜公民館だった時期も含めまして、これまで指定管理者が変更になったことはございません。女性文化センター及び春日庵の指

定管理者ですが、高浜市総合サービス株式会社で、これまで指定管理者が変更になったことはございません。最後に、やきものの里かわら美術館・図書館の指定管理者は、かわら美術館・図書館運営共同事業体で、前身のかわら美術館、図書館、郷土資料館の指定管理者と同じ業者で構成されております。以上でございます。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） こども育成グループで所管している心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者は社会福祉法人高浜市社会福祉協議会で、これまで指定管理者が変更になったことはございません。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 総合政策グループで所管している高浜南部ふれあいプラザ、高浜南部第2ふれあいプラザの指定管理者は特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会で、これまで指定管理者が変更になったことはございません。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 次に、指定管理者を評価するための委員会があると思いますが、委員会の設置根拠とその内容をお答えください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 設置根拠は、高浜市指定管理者選定評価委員会設置要綱です。この要綱において、指定管理者の選定及び管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、委員会を設置及び運営する旨定めております。

内容としましては、指定管理者の選定や評価に関する事項を調査審議することを委員会の所掌事務としております。また、委員は10人以内とし、学識経験者、当該公の施設について専門的知識を有する者、市民、市の職員のうちから委嘱または任命することとなっております。委員会の庶務は、当該公の施設を所管するグループにおいて処理することとしております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 各施設における指定管理者選定評価委員会の委員数、どのような経歴をお持ちの方がいるのか、またその委員は公募または非公募どちらで委嘱されたのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） まず、財務グループで所管している三高駅西駐車場における選定評価委員会の委員数及び委員の経歴をお答えします。

委員数は6人で、高浜市観光協会会長、元高浜市建築耐震研究会の方、元春日町町内会長、高浜市手をつなぐ育成会の方、副市長及び福祉部長であります。公募した委員はいません。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 文化スポーツグループで所管しております施設につきまして、まずスポーツ施設における選定評価委員会の委員数及び委員の御経歴をお答えさせていただきます。委員数は5名で、スポーツ推進委員兼社会教育委員、スポーツ協会の役員、スポーツ少年団の役員、剣道連盟役員、それから教育長であります。公募した委員はございません。

次に、吉浜交流館における選定評価委員会の委員数及び委員の経歴でございますが、委員数は5名、元教諭兼社会教育委員、それから社会教育委員の方が3名、副市長でございます。公募した委員はございません。

次に、女性文化センター及び春日庵における選定評価委員会の委員数と委員の経歴でございますが、委員数は5名で、元教諭兼社会教育委員、社会教育委員3名、それから教育長でございます。公募した委員はございません。

最後に、やきものの里かわら美術館・図書館における選定評価委員会の委員数と委員の御経歴でございますが、委員数は6名で、徳川美術館副館長兼高浜市文化財保護委員、元市職員、教育委員兼元市誌編さん委員、読み聞かせボランティア、副市長、教育長でございます。公募した委員はございません。以上でございます。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） こども育成グループで所管している心身障害児福祉施設みどり学園における選定評価委員会の委員数及び委員の経歴をお答えします。

委員数は8名で、障害児者支援センター障がい児等療育支援事業担当、日本福祉大学の非常勤講師、刈谷児童相談センターの職員、高浜市主任児童委員、高浜市家庭児童相談員、卒園時の保護者、副市長及び福祉部長でございます。公募した委員はございません。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 総合政策グループで所管している高浜南部ふれあいプラザ、高浜南部第2ふれあいプラザにおける選定評価委員の委員数及び経歴をお答えさせていただきます。委員数は5名で、子育て・子育て支援推進協議会委員、高浜市商工会事務局長、吉浜まちづくり協議会副事務局長、翼まちづくり協議会事務局長及び副市長でございます。公募した委員はございません。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 指定管理者の評価は、毎年どのような流れで行われているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に年度事業報告書を所管グループに提出します。所管グループは、提出された年度事業報告書などにより年度モニタリングを行います。選定評価委員会は、事業年度の翌年の7月15日までに評価基準に基づき評価を行い、市長

に判定結果を報告することとなっております。最後に、市長は指定管理者に対し、判定結果を通知するとともに判定結果を公表します。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 指定管理者に対してどのようにモニタリングをしているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 施設所管グループは、年度モニタリングとして年1回、年度事業報告書及び必要に応じた現地調査により、履行内容、報告等の具体的な内容が市の要求する基準を満たしているかについての評価を行います。そのほかに随時モニタリングとして、必要に応じて立ち入り等により、現地にて業務遂行状況を確認することとなっております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 指定管理者の評価結果の公表は行っているのか。行っている場合は、どのような方法で行っているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 指定管理者の評価結果につきましては、市公式ホームページ及び市広報9月号にて公表しております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 年度の事業報告書はどこで公表しているのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 事業評価報告書については、ホームページ等では公表しておりません。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 分かりました。私ここに指定管理者の評価判定結果の報告書、これ先ほどホームページに公表しているということで書いてありますけれども、その内容については後ほど質問しようと思っただけなんですけれども、ちょっと質問させていただきます。公表している内容を教えてくださいと、こういう質問を考えてましたので、それをちょっとお願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） ホームページ、広報で公表している評価結果の内容についてお答えします。

公表している内容は、施設名、指定管理者名、評価割合、評定区分、所管グループ、評定区分の判定方法、評価の流れ、指定管理者評価基準（標準例）でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 実は先ほど今、年度の事業報告書はホームページで公表してないという話だったんですけれども、私はこういうふうの結果だとか、そういった事業報告だとかそういう

ったものはやっぱり市民に広く公表して、それでどういうふうな結果であったかというのは、きちっとするのが当然だと思いますので、その辺のところは今後、年度事業の報告書を公表する意志があるのかどうか、お答えください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 現在、先ほどリーダーが申し上げたところをホームページや広報誌で公表しております。それについて今まで市民の方から、もっとそういった事業報告的なものとかを公表しろというような御意見を実際には特に伺っておりませんので、これまでもこういうような公表の方法をずっとしておりました。今のところはそこを変更していくような考えは持ち合わせておりません。ただ、今後そういったようなことが市民のほうからもそういった要望が出てくれば、その辺は一回ちょっと次の指定管理者の期によっては検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 次に、指定管理者制度の継続がいいのか、直営に戻すほうがいいのか、市において何か判断基準を作成しているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 指定管理者制度の継続がいいのか、直営に戻すほうがいいのかというのは言い換えると、指定管理者制度を導入するのかどうかということになりますので、その観点でお答えします。本市では指定管理者制度導入に関する基本方針を定め、その中で指定管理者制度か直営化の判断基準を掲げております。

指定管理者制度の判断基準として5点掲げております。

1点目が利用者サービスの向上、2点目が管理運営コストの削減、3点目が経営能力の活用、4点目が定型的・定例的な管理業務の確立、5点目が民間参入の可能性があることです。

次に、直営の判断基準として7点掲げております。

1つ目、法的規制。2つ目、業務委託等の活用。3つ目、法的関与の必要性。4つ目、民間参入の可能性がないこと。5つ目、方向転換の可能性。6つ目、施設のあり方の再検討。7つ目、その他、特別な事情です。以上です。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 各施設の指定管理者制度導入の検証について、今後どのように考えているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほど答弁いたしました判断基準を考慮しまして、各施設所管グループにおいて評価し、施設が効果的・効率的に運営され、サービスの向上が図られている場合は、指定管理を継続する判断になろうかというふうに思っております。

逆に、導入当初から時間が経過し、施設の在り方等が変化していることもございますので、その場合は判断基準を基に、指定管理者制度のままでよいのか、業務委託に切り替えたほうがよいのかなどについて、今期の指定管理期間満了の1年前までを目途に各施設所管グループにおいて次期運営方法を検証することとなります。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 指定管理者制度全体の検証について、今後どのように考えているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 指定管理者制度全体の検証といたしましては、現行の指定管理者制度導入に関する基本方針、これを見直すかどうかということになってまいります。このように指定管理者制度の全般的な事項を見直す際は、財務グループが中心となり、各施設所管グループの意見を聞きながら進めていくこととなります。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 次に、会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。

市役所の窓口業務は、その多くを高浜市総合サービス株式会社へ業務委託しています。当初は構造改革のアウトソーシング戦略として開始したと認識していますが、窓口業務ではどのような業務を委託しているのか、業務内容を全てお答えください。

また、窓口業務に限らず、高浜市総合サービス株式会社への業務委託と会計年度任用職員の採用により、対応する業務をどのようにすみ分けしているのか、考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 高浜市総合サービス株式会社に委託している窓口業務についてですが、まず市民窓口グループにおいて庁舎の総合案内、戸籍の窓口業務、保険医療窓口業務を行っております。税務グループにおいて、税務窓口業務を行っております。また、経済環境グループにおいて、ゴミの分別、市営墓地、コミュニティバスに関する窓口業務。都市計画グループにおいて、都市計画グループ業務に関する各種窓口対応。上下水道グループにおいて、水道事業窓口業務、以上の業務となります。また、すみ分けについてでございますが、会計年度任用職員につきましては、その名称のとおり、会計年度ごとに任用する非常勤職員でございまして、主な業務内容といたしましては、正規職員の補助的な業務を行うものでございます。

一方で高浜市総合サービスにつきましては、委託契約に基づき、委託した業務のアウトソーシングをしていただくものでございます。なお、どのような人員体制で業務を実施するかどうかにつきましては、各グループで協議した上で決定されているものであると考えます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 私は、会計年度任用職員で対応すれば、職員から直接指示ができるので、

待ち時間短縮とともに、市民サービスの向上につながると考えます。

また、災害対応への人員強化の面からも、高浜市総合サービスへの業務委託をやめて、会計年度任用職員へ切り替えるほうが効率的、効果的ではないかと考えます。

高浜市総合サービス株式会社への業務委託と会計年度任用職員に切り替えた場合のコスト比較、市民サービス比較等におけるメリットとデメリットをそれぞれ具体的にお答えください。また、今後の方向性についても、会計年度任用職員に切り替えていく考え方はあるのか、併せてお答えください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、総合サービスと会計年度任用職員のコスト比較となりますが、雇用体系が異なりますので単純に比較することは非常に難しいですが、令和6年度4月より会計年度任用職員につきましては勤勉手当が支給されることになりまして、正規職員と同様の支給月数と勤勉手当となりましたので、会計年度任用職員の人件費につきましては総合サービスと比べて多くなっていることが考えられます。

続きまして、市民サービスの比較につきまして、総合サービスにつきましては長年アウトソーシングの受け皿として担ってきた会社でございまして、様々なノウハウが蓄積されております。豊富な知識と経験を有する従業員の方々によって、良質な市民サービスの提供につながっていると感じております。なお、直営に戻すことによって一時的な市民サービスの低下が懸念されます。また、会計年度任用職員につきましては、職員が産休、育休、病休などで長期休暇に入った場合や業務が増加した場合に、業務の補完をする形で採用をさせていただいており、必要に応じて任用するために、人員の適正配置につながるというメリットがございまして、ただし、正規職員の指示の下、業務を行うこととなりますので、会計年度任用職員を取りまとめる正規職員の配置を考える必要が出てまいります。

なお、先ほども申し上げましたが、今後の方針につきましてはどのような人員体制で業務を実施するかについては、各グループで協議をした上で決定をしていただくものであると考えます。以上となります。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） ちょっと追加で聞きたいんですけども、会計年度の任用職員でも直接指示はできない。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 会計年度任用職員であれば正規職員から指示はできます。

〔「そうだよね。」と呼ぶ者あり〕

○秘書人事G（京極昌彦） はい、できます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克）　ですから今言われたように、国のほうもいろんな制度をどんどん導入していくわけですよ。いわゆる指定管理者制度だとか、それからPFI方式だとか、それから今言った会計年度任用職員だとか、いろいろなメニューを出していってますので、そのメニューがこういうふうの有効かということをしっかり行政としても考えていただかないと、今までこうだったからこれでいいとそういうこれから時代ではなくなってくると思いますので、やっぱりいかにこれから市民の要望を効率的に捉えて、どういう形が一番市民のためにプラスになるのか、そういった観点で指定管理者がいいのか、PFIがいいのか、それから会計年度にしてみた方がいいのか、そういったことをしっかり吟味していただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、公共施設あり方計画について質問をさせていただきます。

最初にちょっと申し上げておきますけれども、細かい数字を全部聞いてありますので、こちらで書いていくのにちょっと時間がかかりますので、ゆっくり説明していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、かわら美術館の今後の運営について質問いたします。

今年度、かわら美術館が開館して30周年という節目の年でございますので、今後の美術館についてどのように運営していくのか、また指定管理者制度の導入前と導入後でどのような成果が出ているのか、お答えください。

○議長（神谷直子）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　美術館・図書館のうち、美術館機能についての御質問でございますけれども、特に指定管理者制度の導入前後の成果という点につきましてはこれまでの一般質問でも何度もお答えしてまいりましたけれども、直営の場合ですと、市の職員が事業の企画運営や施設の維持管理を行っておりましたけれども、一般的に学芸員といった専門職以外は一定の年数で人事異動がございますので、経験やノウハウを積み上げても異動によってそれらが継承されにくいといったような点がございました。しかし、指定管理者制度導入以降は限られた指定管理料の中で市民の皆さんに楽しんでいただける企画展やワークショップの開催、特に第2期以降、平成28年度以降でございますけれども、みんなで美術館という方針を掲げ、指定管理者が様々な市民団体の皆さんとつながりを持って、専門性や創意工夫を発揮しながら事業が推進されてきたというふうに評価をしております。

また、施設の維持管理の面におきましても専門性を生かした対応をしていただけていると評価をしております。

今年が開館30周年の年に当たるということでございますけれども、三州瓦や地元の文化、文化財に焦点を当てた企画ということを計画しております。7月26日から10月19日に旧市庁舎の陶製壁画の制作に関わった高浜市の作家さんたちを中心に紹介する企画展「トキントキンの時代」、

それから11月15日から2月15日にかけては、高浜市の有形無形の文化財や三州鬼師の伝統技術を紹介する家書でございますが、「文化財と鬼師展」というものを予定しております。さらに、美術事業と図書事業の融合という観点で申し上げますと、現在企画展で「うっかりやさんのペネロペ絵本原画展」を開催しておりますが、2階のロビーでは、特集コーナーに加えて、絵本をより楽しんでいただける空間というものを創出しております。加えて、3階のモノコトギャラリーでは、日本の歴史や城郭にまつわる図書など、瓦の歴史等の知識を深める図書のほうも置きまして、自由に読んでいただけるコーナーというものも新たに設けております。

指定管理者がそれぞれ持つ専門性、ノウハウというものを生かしてこれまでになかった取組が生まれているというふうに評価をしております。現在、指定管理期間の3年目でございます。引き続き、方針でございます、高浜市の「ひととまちが育つ つながりの森」という方針を大切にしながら、知的好奇心や創造意欲を高める各種企画、地域の歴史、文化、産業への愛着や誇りが持てるような場になるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） またちょっと細かいことは後ほど聞きますけれども、次に、平成23年4月1日から令和5年3月31日までの年度ごとの入館者数と事業費をお答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、平成23年4月1日から令和5年の3月31日の年度ごとという御質問だと思っておりますので、平成23年度から令和4年度までの実績でお答えをしたいと思います。それから美術館機能ですので入館者数という御質問でございますが、企画展の観覧者数、それから陶芸創作室の利用者数、施設の利用者数でお答えをしてみたいと思います。

平成23年度ですが、6万8,459人、事業費でございますが、これは指定管理者の年度報告書に記載されている事業費ということでございますが、1億7,695万2,860円でございます。平成24年度は入館者数6万1,608人、事業費が1億8,132万7,805円でございます。平成25年度は7万1,002名、事業費が1億8,502万3,419円でございます。平成26年度が7万2,308人、事業費は1億8,704万2,763円。平成27年度が6万7,079人、事業費が1億9,034万6,457円。平成28年度が5万6,431人、事業費が1億2,414万3,718円。平成29年度が5万5,650人、事業費が1億1,529万2,854円。

〔「すいません、ちょっと今のところもう一回教えてください。1億…」と呼ぶ者あり〕

○文化スポーツG（鈴木明美） 1億1,529万2,854円でございます。

平成30年度が5万6,052人、事業費が1億1,413万6,836円。令和元年度が5万337人、事業費が1億1,414万4,744円。令和2年度が3万5,855人、事業費が1億2,156万1,601円。

〔「すいません、ちょっと令和2年度の入館者数、もう一回。」と呼ぶ者あり〕

○文化スポーツG（鈴木明美） 3万5,855名でございます。

令和3年度が3万7,998人、事業費が1億982万9,173円。最後に、令和4年度が4万1,253人、

事業費が1億1,611万4,022円でございます。

〔「棒読みで、116」と呼ぶ者あり〕

○文化スポーツG（鈴木明美） 事業費ですが、令和4年度事業費ですが、116114022でございます。

今、人数申し上げましたけれども、指定管理の時期によって企画展の開催回数が異なったり、陶芸創作室の開催頻度が異なったり、そもそもなかったりというところではばらつきがあるというところについては御承知おきいただければと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 今言っていただきましたけれども、令和元年度までは5万人以上あったわけですが、令和2年度から3万5,855ということはかなり数字が下がってますけれども、これは週休2日制に変えたので、この数字に下がったわけでしょうか。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 令和2年度というのは、新型コロナウイルスのほうで蔓延してた時期でございまして、特に4月、5月については臨時休館をしておりました。その後もやはりコロナの時期ということで外出が控えられたりだとか、そういったような影響もあったのではないかと考えております。

週休2日になったというところでいきますと、第2期からでございますので、平成28年度以降でございます。以上でございます。

〔「すいません、もう一回。週休2日になった最初の年度は。教えてください。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 週休2日になりましたのが平成28年度からでございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 23年度が6万8,000、24年度が6万1,000、25年度7万1,000、26年度7万9,000、27年度が6万7,000円。そうすると28年度からということで、週休2日にして減ったのが6万7,000円から5万6,000円、約1万1,000人ですか。それだけの人数が週休2日になって減ったとそういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） この第1期から第2期にかけての見直しについては過去の一般質問でもお答えしておりますけれども、週休2日になったという点もでございますけれども、指定管理料のほう、先ほど事業費のところでもお答えしましたけれども、指定管理料も従前の第1期から第2期に比べると約3分の2に減っているというふうなところでございます。その後、令和

3年度にかけても少し指定管理料が減っているというような中で、ただし、指定管理料が減っているにもかかわらず様々な工夫を凝らして、いろんな方に足を運んでいただけたという点では評価をしているということでございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 言われる理屈は分かりますけれど、私はそう理解しておりませんので。実際にこういったことをきちっと検証していただいて、今後どうするか。私は美術館の週休2日はぜひ改めていただきたい。そういうふうなふうで思ってますので、その辺のところも踏まえて、今後しっかり検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、図書館の今後の運営について質問させていただきます。

今後の図書館についてはどのように運営していくのか。また、指定管理者制度の導入前と後でどのような成果が出ているのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 図書館機能についての御質問で、指定管理者制度の導入前後における成果という御質問でございますが、これもこれまで何度も答弁させていただいておりますけれども、制度導入後の効果としましては、本が利用しやすいように整理されて探しやすくなったですか、特集コーナーなど本を読みたいと思える工夫、楽しい企画が増えたといったような声が聞かれるようになりまして、指定管理者の選定評価委員会においても同様に高く評価されてまいりました。専門性、創意工夫を生かした運営がなされてきたというふうに評価しております。

かわら美術館・図書館になってからはさらに特集のほうを工夫しておりまして、特集の工夫ですとか、あとはとしょびあ3階のこどもと暮らしの本コーナーを健診時の待合で利用していただくなど、施設の利用のついでに立ち寄るですとか図書館の利用に縁が少なかった方たちに本に触れていただくですとか、そういったところが少しずつではありますが浸透はしているのかなというふうに考えております。

それから今年度の新たな取組の一つとしまして、としょびあの2階では、今まで読んだ本の中からほかの方にもぜひ読んでいただきたいというような本を紹介していただく、「わたしの推し本」という参加型のコーナーを設けております。参加された市民の皆さんからのコメントだけではなくてスタッフからの推しポイントですとか、ほかにもこんな本がありますっていう一言コメントもつけられておりまして、本を手にとって読んでみたいといったような好奇心や意欲を引き出す工夫がなされているというふうに思っております。

本市が目指す図書館機能は単なる本の貸し借りをする場所ではなく、いかに本に親しんで触れていただく、興味、関心を広げていただくか、そして本を通じて人とのつながり、市民の皆さんの活動が広がっていくということが大事であるというふうに考えております。

指定管理期間のちょうど3年目ということですので、引き続き目指す姿に向かって取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 平成23年4月1日から令和5年3月31日までの年度ごとの入館者数と事業費を教えてください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 平成23年4月1日から令和5年3月31日までの年度ごとということですので、平成23年度から令和4年度までの実績ということでお答えをさせていただきます。

まず平成23年度ですが、入館者数が8万2,558人、事業費でございますが、6,513万8,661円でございます。平成24年度が7万8,741人、事業費が6,510万8,112円でございます。平成25年度ですが、7万9,217人、事業費でございますが、6,526万3,663円でございます。平成26年度ですが、8万1,240人、事業費は6,810万5,008円でございます。平成27年度ですが、8万4,313人、事業費は6,869万5,189円でございます。平成28年度は8万2,420人、事業費は6,954万5,679円でございます。平成29年度ですが、8万5,862人、事業費が6,262万5,256円でございます。平成30年度が8万4,307人、事業費が6,265万3,019円でございます。令和元年度でございます。7万8,108人、事業費が6,202万1,247円でございます。令和2年度ですが、5万1,637人、事業費が6,259万1,166円でございます。令和3年度、5万9,914人、事業費が6,476万3,331円。最後に令和4年度でございます。5万4,782人、事業費は6,541万6,385円でございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 図書館は、貸出し機能からレファレンスや本の読み聞かせに特化していくというお話でございました。

令和元年度から令和6年度までのレファレンスと本の読み聞かせの件数を年度ごとにお答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） レファレンスでございますけれども、調べたいこと、探している資料などの質問について必要な資料や情報を御案内するサービスでございますけれども、令和4年度までは本館、令和5年度から本館ととしよびあで対応を行っております。

それから本の読み聞かせということですが、定例的なお話会の回数でお答えをさせていただきたいと思いますが、4年度までは本館、5年度以降は主としよびあの3階で行っているということで御承知おきいただければと思います。

それでは、数字のほうをお答えさせていただきます。

まず令和元年度ですが、レファレンスが140人…レファレンスだけ、すいません、通しでお答

えさせていただきます。

まず令和元年度ですが、142件、令和2年度、75件、令和3年度、177件、令和4年度、120件、令和5年度、72件。ただし、この年は機能移転がございましたので、7月の22日以降ということでございます。それから令和6年度が112件でございます。

次に、本の読み聞かせでございますが、令和元年度が200回、令和2年度が74回、令和3年度が112回、令和4年度が218回、令和5年度が47回、これも機能移転のことがありましたので9月からスタートしております。最後に令和6年度が93回でございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 市が図書館、これから貸出し重視からいわゆる相談ごと、いわゆるいろいろなことを変更していくということで今現在本館を倉庫代わりに使って、それからいろんな場所にできたわけですけれども、美術館だとかそれからいきいき広場だとか。これはもともと高浜市が推進している「いつでもどこでも図書館」構想、これにそぐった形だもんで私は非常に箇所が増えることは非常にいいことだと思いますけれども、ただ、それぞれの利用の仕方が非常に複雑になっておって、利用者にしてみると、どこにどういう本があるかというのが行かなければ分からない。確かにホームページや何かで見れば、どこにどういう本があるかというのは分かるんですけれども、ただ、私がいろいろ聞いてますのは、非常に利用の仕方が難しくなったということで、私が聞いている範囲では非常に不満の声を聞くのが多かったわけですけれども、今後、どのように市として図書館を運営していくかということを考えているのか、ちょっとお答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今後の図書館機能の運営の考え方については先ほどお答えしたとおりということでございます。今利用者の声のほう御紹介いただきましたけれども、探せないだとか本の冊数が少なくなったというような御意見をいただくようなこともございますけれども、その一方で、セレクトされ絞られたことで探しやすくなったですとか、分類番号順に並べずにテーマごとに配架するといったようなこともしておりますので、番号順であつたら見つけられなかったような本に出会えて、今までだったら手に取らないような本を手に取ることができたといったようなそういったお声のほうもいただいております。

いずれにしても私どもの考え方としましては、読書離れということが進んでいる中で、少しでも本に親しみを持っていただく、そういった最初の入口のところをどう育てていくかということが大事だと思っておりますので、そのところに力を入れて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 次に、図書館の旧本館は付属施設ということで現在は一般には利用されていませんが、20数万冊余の本が蔵書されています。本は湿気があるとカビてしまいますので湿気

は大敵であります。一般に図書館資料の劣化やいろいろな虫の害を抑制するためには、低温低湿で変動のない環境で保存することが望ましいとされています。

○議長（神谷直子） 黒川議員、マイクの調子が悪いみたいなんですけどいいですか。

ごめんなさい。何かマイクに紙がかかっているみたいで。すいません。

○14番（黒川美克） すいません。低温低湿については様々な考え方がありますが、恒常的に湿度が65%を超えるようになると、カビが発生する確率が高まると言われています。湿度65%を一つの目安として考えることができます。

温湿度管理の一例として、国立国会図書館東京本館の夏の空調機の運転方法をちょっと御紹介させていただきます。日本の夏は暑くてジメジメする高温高湿です。資料の理想の保存環境である低温低湿からかけ離れてられており、一年を通じて一番気を使う時期が今です。まず、梅雨の時期、書庫内の湿度が60%を超える頃から空調機の運転を開始します。夏本番が近づき、外気の温湿度が上がると、書庫全体の温湿度もさらに上がってくるので、設定温度を徐々に上げることで湿度の上昇を抑えます。夏の盛りには通常空調機の運転を止めている夜間にも、送風のみ運転を行い、湿気が局所的にとどまらないよう、書庫内の空気を循環させています。

高浜市では蔵書をどのように管理し、環境測定は行っているのか、お答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） ちょっと環境測定という御質問の趣旨が分かりかねますけれども、温度湿度の確認ということであれば、温湿度計を設置しまして、指定管理者のスタッフや市職員が立ち入る際に適宜確認はしております。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） その数字をお答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 例えば昨日の午後3時頃ということでありまして、ちょうど雨が降っていた時期でございますけれども、大体57%から60%ぐらいの湿度であったと。気温としては25度程度というところでございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 以前からあそこは倉庫として使うので、そういう環境に配慮するようなそういうものは保存してないと、そういったことを言われておるんですけども、私は、前のときにも申し上げましたけれども、あそこにある郷土資料だとかそういったものや何かは、本でもそうなんですけれども、やっぱりカビてしまうとそれがなかなか元に戻らない、そういうことがありますので、ぜひ、そういう環境であるから別にいいんだよというんじゃなくて、きちっと管理をしていただきたい。市の大切な財産ですので、その辺のところは業者に任せてやればいいのかというそういう考え方じゃおかしいと思いますので、きちっとやっぱり職員が見て、きちっとやっぱ

り予算措置だとかそういうものをしてやっていただきたいと思いますのでお願いいたします。

それから先ほど、前の時にも僕は一般質問や何かで申し上げたことがあるんですけども、モニタリングのいわゆる行政評価じゃなくて、今度、今言った事業報告書ですね、事業報告書というのは、いわゆるどういうふうな費用がかかってどういうふうな状態で今管理を委託してますよというのが分かるあれですので、以前、私、田原の図書館の例を言いましたけれども、きちっとどういうふうに、総務部長も言われたんですけども、そういった要望がないとかいうようなことを言われましたけれども、実際に要望があるとかないとかじゃなくて、きちっと指定管理をやるのにこういった情報はきちっと取ってますよということで、ちゃんと経費に合った、いわゆる最小の経費で最大の効果を上げる、そういうところはきちっと検証していただく必要があると思いますので、その辺のところは今現在ちゃんとやっていただいているかどうか、一回、お答えください。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、ちょっと空調の件について答弁申し上げたいと思いますけれども、先ほど国立国会図書館の事案について御紹介いただきましたけれども、そもそも使命が違うというところで、国会図書館の場合ですと日本国内で出版する出版物を収集保存するという使命の下で、先ほど御紹介いただいた運転がなされているというふうに認識しております。旧高浜市立図書館、郷土資料館につきましては、その令和4年度以前運営していたときも、資料のために空調を入れるということではなくて、夏、冬、お客様のために空調を運転するというようなことで対応してまいりましたので、先ほど質問の中でも触れていただきましたけれども、資料として空調管理が必要なものを置いているわけではないということと、そうは言いつつも先ほども申し上げましたが、スタッフが立ち入る際に確認はしているということで、引き続きそういった対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 質問時間残り3分です。

○文化スポーツG（鈴木明美） それから事業報告書の公表ということと検証ということでございますけれども、指定管理者の年度の事業報告書でございますが、美術館・図書館の場合は年報という報告書がございます、どんな事業を行ったのか、それから何人の方が訪れたのか、どんな効果があったのかといったようなところは年報のほうにはまとめでございます。

それから費用につきましては、これは当然予算を計上する段階、あるいは決算を振り返る段階といったところで数字のほうをきちんと見まして、検証しながら予算計上を毎年行っているということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） あまり時間ありませんので、簡潔に。旧大山会館の活用についてお伺いします。

旧大山会館については今後どのように活用していくのか、お答えください。

○議長（神谷直子） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 旧大山会館につきましては、令和元年度に機能移転しておりますが貸館業務などの機能は廃止しているということで、今現時点におきましては今後の活用計画はないということですので、お願いします。

○議長（神谷直子） 14番、黒川議員。

○14番（黒川美克） 旧大山会館は避難場所にも指定してありますよね。だもんで、うちの公共施設の在り方や何かで、ある財は有効に活用していくと、そういったのが基本にありますので、ぜひこのところも、そういうふうを考えていないと言うんじゃないかと、そういったことも踏まえ、今後の公共施設の在り方だとか、そういうものをしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は1時半。

午後0時23分休憩

午後1時30分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、野々山 啓議員。一つ、安全・安心なまちづくり、以上1問についての質問を許します。

5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので通告に従い、一つ、安全・安心なまちづくりについて、一問一答方式で質問をさせていただきます。

現在、我が国におきましては、物価高やエネルギー価格の上昇、少子高齢化の進行、労働力不足といった複合的な課題に直面しております。その一方で、脱炭素社会への移行や地域経済の活性化、防災減災対策の強化といった未来への投資が求められる時代に入っております。特に防災分野では、本年3月に内閣府が南海トラフ地震の新たな被害想定を公表し、震度7の揺れや10メートルを超える津波、避難者数1,230万人という深刻な被害が想定されております。こうした中で、高浜市においてもハザードマップや地域防災計画の見直しが喫緊の課題となっております。

また、本年7月より災害対策基本法が改正され、福祉的支援の充実が法的に位置づけられます。これは誰一人取り残さない防災の実現に向けた大きな一歩であり、私たち地方自治体においても、防災と福祉を統合した新たな備えが求められています。

そこで本日は、安全・安心なまちづくりをテーマに、南海トラフ地震を見据えた被害想定の見直し、ライフラインの災害想定や避難所のトイレ対策、衛生用品の備蓄体制の取組などについて具体的に提案と確認をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

いつ発生してもおかしくないと言われている地震の一つである南海トラフ地震、政府の地震調査委員会は、これまで南海トラフの発生確率は30年以内に70%から80%としていましたが、今年1月に80%程度へ引き上げることが発表され、緊迫性が高まっています。

また、内閣府は今年3月31日に南海トラフの地震の被害想定の見直しを行い、結果を公表しました。今回、南海トラフ地震の被害想定の見直しが行われた理由について、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 南海トラフ巨大地震の被害想定は平成25年3月に公表され、その後26年3月の中央防災会議にて、国が定める基本的方針や施策及び目標、応急対策などを定めました、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が作成されました。

今回、南海トラフの被害想定の見直しが行われた理由といたしましては、この基本計画が策定されてから10年が経過し、作成当時と比較して社会情勢が大きく変化したことによるものであります。また、現在の基本計画の見直しに向けて、防災対策の進捗状況を確認し、新たな防災対策の検討を行うためにも、最新の科学技術によるデータを用いた被害想定が必要となりました。そのため、令和5年4月に中央防災会議・防災対策実行会議の下に、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが設置され、新たな被害想定の見直しが行われました。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

被害想定の見直しについて確認をさせていただきました。今回公表された南海トラフ地震の地震モデルの概要について、前回との相違点についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 現在、内閣府におきましては、現行の基本方針の見直しを行っております。この10年間に実施をしました防災対策の進捗状況を確認し、新たな防災対策の策定に向けて見直しを実施しております。

新たな防災対策の策定には、最新の科学技術によるデータを用いた被害想定の見直しが必要とされたことから、今回南海トラフ地震の地震モデルは前回の検討した地盤モデルの見直しに加え、新たな被害想定の実現に向け、最新の知見を踏まえて、津波高や震度分布、被害算定の計算手法を検討するために、有識者検討会が内閣府の下に設置されております。

そして検討会の議論を経て、今年の3月31日に地震モデルの報告書と新たな南海トラフの被害想定が公表されました。

国の中央防災会議では、今回の地震モデルを科学的に想定される最大クラスの地震が発生した際の被害想定としております。公表された内容では、南海トラフ巨大地震が発生すると、静岡県から宮崎県にかけて一部では震度7となる可能性があるほか、隣接する周辺の広い地域では震度

6強から震度6弱の強い揺れになると想定されております。

また、関東地方から九州地方にかけて、太平洋沿岸の広い地域において、10メートルを超える大津波の襲来が想定されております。今回の被害想定では、地震を起こす断層モデルは前回の被害想定と同じ断層モデルを使っておりますが、震度や津波の浸水域に関わる地盤データや地形データが高度化されており、前回の被害想定と比較しまして、震度分布や津波浸水域が変更されております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

新たな南海トラフ地震の被害想定では、最大でマグニチュード9クラス、震度7を静岡県から宮崎県にかけて10県で想定され、津波は関東から九州にかけて13都県で10メートル以上とされています。最大クラスの地震、津波により、死者は最悪の場合、29万8,000人、建物被害は全壊・焼失が最大で235万棟、避難者は地震1週間後で最大1,230万人に上ると想定されています。

新たな被害想定に対して、高浜市としては今後どのように防災対策の再検討をしていくのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 現在の本市の南海トラフ巨大地震の被害想定につきましては、平成26年5月に愛知県が国の被害想定とは別に愛知県独自の被害想定を調査を行い、公表しております。愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書に基づいております。

今年の3月、内閣府が新たに南海トラフの被害想定を公表しておりますが、愛知県におきましては、前回の南海トラフ巨大地震に対する被害想定を作成したときと同様、内閣府の公表しました地震モデルの手法を参考にしながらも地域の特性を踏まえた被害予測調査を実施することで、愛知県内の自治体の防災対策に役立てられるように、内閣府の被害想定より詳細な被害想定の見直しを現在行っております。

今後、新たな被害想定を検討委員会を開催し、愛知県独自の被害想定を調査を進め、来年6月までには公表する予定であると伺っております。そのため、本市におきましても来年6月、愛知県独自の被害想定に基づく防災対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

来年6月に新たな愛知県独自の被害想定が公表された後、高浜市のハザードマップの見直しや高浜市地域防災計画への新たな被災想定への反映はいつ実施するのか。

また、住民への周知についてはどのように行っていくのかについてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 来年6月に愛知県独自の南海トラフ巨大地震の被害想定が公表され

る予定となっておりますので、新たな被害想定が公表された後に、前回の被害想定との比較についてまず検討を行い、必要に応じてハザードマップの更新をまいります。

また、高浜市地域防災計画の修正につきましては、来年6月、県独自の新たな被害想定に基づき、まず愛知県が愛知県地域防災計画を修正することから、県の地域防災計画の修正内容を含めまして、本市の地域防災計画の修正を行い、高浜市防災会議へ諮問する予定であります。

最後に住民への周知につきましては、ハザードマップの見直しの内容に合わせ、周知方法を検討していきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。着実な推進をよろしく願いいたします。

内閣府が公表した新たな被害想定では、電気などのライフラインへ影響が大きくなっております。ライフラインが利用できなくなると、停電、断水など生活に直結する分野で影響が出てまいります。

本市における電気、ガス、水道などの主要なライフラインの復旧までの期間について、現在の被害想定では、どのくらいの期間を想定しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 南海トラフ地震の被害想定における電気、ガス、水道などの主要なライフラインの復旧見込みにつきましては、最新のものとしましては平成26年5月に愛知県が公表しました、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書となっております。愛知県の被害予測調査におきましては、各市町村のライフラインの被害想定は公表されていないため、高浜市の被害想定ではなく、愛知県全域を対象とした内容となっております。

主なライフラインの復旧までの期間としましては、電力は約1週間、都市ガスは約2週間、上水道は約6週間と想定されております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

愛知県の被害想定で、上水道の復旧は約6週間かかるのとこととでライフラインの被害想定状況が確認できました。

では、現在の水道施設の耐震化状況、水道管の耐震化率についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 水道施設の耐震化の進捗状況につきましては、市内2か所にある高浜配水場、吉浜配水場ともに耐震化対策を実施しております。また、水道施設の耐震化率につきましては、令和6年度末現在で約34%となっております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

両配水場は耐震化済みで、下水道管も耐震化を進めていることが分かりました。

次に、今後の耐震化の状況や推進計画についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 水道事業を取り巻く状況といたしまして、老朽管更新需要の増加や光熱水費や原材料費の高騰など支出の増加が見込まれる一方で、料金収入は節水意識の浸透と節水機器の普及等により減少傾向になっております。

昨年改定しました高浜市水道事業経営戦略計画では、管路の耐震化計画については、今後の支出のバランスを考慮し、計画期間の令和15年度末の目標値として45%としております。

今後も更新計画に基づいて、管理の耐震化に努めてまいりたいと思います。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

昨今の光熱水費、原材料等の高騰や料金収入を見込みながら耐震化目標を設定していることが確認できました。

次に、被災時に被災された市民の方は避難所に向かい、避難生活をする事となります。その避難所となる施設への水道管の耐震化はどのくらい進んでいるのか。また、参考に全国平均はどのくらいなのかをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 高浜市地域防災計画に定めている避難所等については、重要給水施設と位置づけ、配水場から重要給水施設までの水道管の耐震化を進め、令和6年度末現在の耐震化率は約72%となっております。

全国平均につきましては、昨年1月の能登半島地震を受け、国土交通省が上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検を実施した結果、令和6年11月現在、39%となっております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

避難所等に向かう水道管の耐震化が全国平均で39%に対し、本市では約72%と優先的に進められていることは確認できました。

次に、配水場の設備が地震災害等により、停電が起きた際の対策はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 各配水場には、停電時対策として自家発電機を配備しております。自家発電機は、地震時や突発的な停電が発生した場合でも自動に起動し、排水ポンプを作動させ、給水することができる仕組みとなっております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

地震災害等が起きても自動的に給水できる仕組みになっていることが確認できました。

次に、上水道の受援体制についてお聞きします。受援体制とは、災害が発生した際に、他自治体や関係機関、民間企業などから支援、援助を受け入れる体制のことを指しますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、生活インフラの早期確保に向け、他県から多くの支援がありました。高浜市が被災した際の上水道の受援体制についてどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 地震災害が発生した際、水道など生活のインフラの早期復旧が市民生活、経済活動の再開には重要であります。上水道の受援体制につきましては、公益社団法人日本水道協会と水道災害相互応援に関する覚書を締結しております。

本市が被災した場合、まず愛知県水道震災復旧センターに応急給水及び応急復旧についての応援要請をいたします。その後、水道災害復旧センターは、県内の被災状況について情報収集を行い、被害状況によっては、日本水道協会に応援要請を行うことで他県から支援が得られる体制となっております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

被災時に、本市も他県から支援される体制が整っていることが確認できました。

令和6年能登半島地震では、高浜市から石川県七尾市へ支援に赴かれたと伺っております。その際、どのような手順、経緯で支援活動を実施されたのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 令和6年1月に発生した能登半島地震では、日本水道協会より水道事業者に対して応援要請があり、給水支援可能な車両台数や派遣職員数の照会がありました。その後、日本水道協会から派遣先、派遣期間が示され、令和6年2月10日から2月17日まで石川県七尾市にて給水支援活動を行ってまいりました。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

能登半島地震では、他県から多くの支援が寄せられたと承知しております。その中で、本市におきましては、石川県七尾市において支援活動を実施されたと伺っております。

つきましては、当時の支援内容や支援活動を通じて得られた教訓、今後に生かせる気づき等がございましたらお教えください。

○議長（神谷直子） 上下水道グループ。

○上下水道G（大村智康） 石川県七尾市での支援活動内容といたしましては、給水車による病

院、老人ホーム、避難所の受水槽への給水だけではなく、指定された給水場所における市民への給水活動を行ってまいりました。現地では、給水場所に多くの方が自宅にあるペットボトルをたくさん持参され、ペットボトルの給水、自宅への持ち運びに大変苦慮されておりました。

支援活動を通じて得た教訓といたしましては、各家庭において災害時の防災備蓄用品の一つとして、持ち運びのしやすい給水用のポリ容器やたくさんの荷物を運べる台車などを常備してもらえよう周知していくことが必要だと感じました。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

まさに百聞は一見にしかずではございますが、被災地給水所におきまして、給水方法いろいろ苦勞されたというのも伺っております。ぜひとも今後の支援活動につながるよう、今後の対応をお願いしていきたいと思います。

南海トラフ地震等の発生時には、ライフラインの途絶が長期化し、避難所生活の重要性が増します。中でもトイレ環境の整備は、健康被害の防止や避難者の尊厳確保に直結し、初動段階から最優先で整えるべき課題であります。

避難所のトイレ対策につきまして、本市が避難所で使用するトイレ施設の保有状況及びトイレの設置基準はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 発災後、避難所では、災害用のトイレを設置して利用することとなります。現在、避難所で使用するトイレの保有状況につきましては、簡易トイレが125基、組立て式トイレが70基、マンホールトイレ36基を保有しております。

また、避難所における災害用トイレの設置基準につきましては、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにおいてトイレの設置目標としまして、過去の災害における仮設トイレの設置状況や国連などにおける基準を踏まえ、発災後、避難者50人あたりに1基を目安としてトイレの確保計画を作成することが望ましいとされております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

災害時には、断水等の影響によりトイレの使用が困難となる事態も十分に想定されます。そのような状況下で、水分摂取を控えることによって排せつ回数を減らそうとする行為は、健康面において深刻な悪影響を及ぼす可能性がございます。一方で、し尿処理剤を活用することで、携帯トイレや各家庭の既存のトイレを引き続き使用することが可能となるため、非常に有効な対策と考えます。

現在、多くの家庭では、食料や飲料水の備蓄を進められていると思いますが、し尿処理剤についても、家庭内での備蓄は望ましいと考えられます。つきましては、本市として各家庭における

し尿処理剤の適切な備蓄量についての見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害時に御家庭のトイレが使えなくなることが想定されます。そのため、もしものときに備えて、携帯トイレや簡易トイレといった災害時用のトイレを備蓄することは、各家庭で行う重要な対策として非常食や飲料水と合わせ、簡易トイレ等の準備が必要であるとされております。

簡易トイレなどに利用するし尿処理剤につきましては、内閣府のガイドラインにおいて、トイレの平均的な使用回数は1日5回とされていることから、非常食、飲料水と同じく最低で3日間、できれば7日分程度を準備することが必要であるとされております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

ぜひ、防災の日などに合わせ、情報発信をしていただけたらとお願いをさせていただきたいと思っております。

先日、一般社団法人日本トイレ協会の山本耕平会長が新聞インタビューに語られていた内容を拝見しました。会長は40年にわたるトイレ研究を通じて、災害時や高齢者、障害者に配慮した設計の重要性、そしてSDGsとトイレの関係性を語られていました。特に印象深かったのは、避難所における衛生管理の徹底、そして清掃道具や清掃キットの事前備えの必要性についてであり、命を守るトイレ環境という視点の重要性を改めて認識させられました。

また、近年、ノロウイルス等の感染症により避難所内での集団感染リスクが指摘されており、平成24年末に見られた全国的な感染拡大事例においても、衛生環境の脆弱さが要因の一つとされております。

そこでお伺いたします。本市における嘔吐物処理キット、消毒薬、防護具、手指衛生用品などの備蓄基準はどのように定められているのでしょうか。また、衛生用品のうち、生理用品、紙オムツ、乳児用ミルクなど生活弱者に配慮した物資について、現在どのような品目を備蓄されているのか。さらにこれらの備蓄品の確保、供給体制として、市内の企業や小売店との間で災害連携協定を結ばれているかについて、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 避難所でのノロウイルス等の対策につきましては、こまめな手洗いと消毒や感染予防の啓発が重要であると考えております。そのため、高浜市避難所運営マニュアルにおきましても、ノロウイルス対策について記載をされており、消毒用の次亜塩素ナトリウムをはじめ、使い捨てのガウン、マスク、ゴム手袋、スリッパなどをノロウイルス対策に必要なものとして備蓄しております。

次に、衛生用品の品目につきましては、体温計、消毒液、ウェットタオル、生理用品や紙オム

ツなどを備蓄しております。

また、乳幼児ミルクにつきましては、粉ミルク、アレルギー対応の粉ミルク、液体ミルクの3種類を備蓄しております。

最後に、災害協定につきましては、高浜市地域防災計画において、復旧工事等の協力や福祉避難所の開設など、災害時における防災協定の一覧に記載しております。質問にありました備蓄品関係としましては、スーパー、ドラッグストア、ホームセンターをはじめ、物資の提供に関する協定を締結しております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） 備蓄品、災害協定についての確認をさせていただきました。ありがとうございます。

南海トラフ地震につきましては、高浜市においても甚大な被害が想定されており、地域全体の防災力を強化することは重要な課題です。

こうした中、地域の防災力を高めるためには、市民一人一人の防災意識の向上や平時からの備えを促進する施策が重要であると思われませんが、高浜市としてどのような取組を行っているのかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 地域の防災力を高めるためには、自助、共助、公助の力を合わせる事が重要であるとされております。

御質問のありました市民向けの防災対策といたしましては、まず何より自分の命は自分で守る行動をする。日頃から食料等の備蓄や非常用持ち出し袋の準備を行うことだけでなく、ハザードマップ等を参考にしながら自宅から避難場所への避難経路や避難場所の確認をすることなど、日頃からの対策が重要であると考えており、地域防災力を高めるためにはこのような日頃からの対策を皆さんに周知することが重要であると考えております。

そのことから高浜市におきましては、地域防災リーダーの養成講座を実施し、今年度も予定をしております。講座の内容については今後検討してまいります。防災に関する知識を学ぶことで災害時での対応を身につけてもらいたいと考えております。講座につきましては基礎的な講座と実践的な講座を予定しており、両方の講座を受講された人には、受講修了証を交付し、次年度以降のフォローアップ研修等につなげていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

防災人材を育てていくことは未来への貴重な投資と考えますので、着実な推進をよろしく願いしたいと思います。

南海トラフ地震の備えとして、学校における防災力の強化は地域全体の防災力向上に資する重

要な取組であると認識しております。特に、防災に関する教育は児童一人一人の命を守るだけでなく、家庭や地域への防災意識の波及という点においても極めて意義深いものと考えておりますが、本市学校現場での防災教育や防災対策について現在どのような取組を実施されているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 南海トラフ地震につきましては、私たちにとって深刻な問題であり、各学校の授業においても南海トラフ地震の概要や過去の災害事例、地域での自助・共助の重要性を理解してもらうことが重要であると考えております。

本市におきましても、令和4年度から総合学習としまして小学校6年生を対象に、希望のあった学校に出前授業を実施しております。昨年度の実施状況ですが、5つの小学校で6年生を対象に防災の出前事業を実施しております。また、港小学校及び翼小学校では5年生も対象として出前授業を実施いたしました。総合学習では、防災意識を高めるため、マイ・タイムラインの啓発を行い、命を守るための対策が重要であることを伝えてまいりました。次年度以降も各学校と協議をしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） 学校現場での防災教育、対策を確認させていただきました。ありがとうございます。

結びに当たりまして、本年7月より施行される災害対策基本法の改正では、住宅避難者や車中泊避難者への支援など被災者一人一人の生活実態に寄り添った福祉的支援の充実が明確に位置づけられました。

これは避難所に限らない多様な避難の形を尊重し、誰一人取り残さない支援体制の構築を目指す重要な方向性であり、本市においてもこうした理念を踏まえた防災対策の強化が求められます。明確な方向性はこれから示されていくかと思いますが、高齢者や障害のある方、子育て世代など多様な市民が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉の視点を防災のあらゆる局面に組み込んでいただくことを強く願い、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は14時15分。

午後2時4分休憩

午後2時15分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、長谷川広昌議員。一つ、財政計画について、以上1問についての質問を許します。

9番、長谷川広昌議員。

○9番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました財政計画につきまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

財政計画を策定するのは、計画的な財政運営を行うことにより、財政の健全性を保ちつつ持続可能な行財政運営基盤の確立を目指すとともに今後の収支の見込みを明らかにするためと考えますが、現在、本市が策定している財政計画を教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 現在、本市で策定している財政計画は、平成28年3月に策定した高浜市長期財政計画のみでございます。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、長期財政計画を策定している目的を教えてください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 長期財政計画策定当時の状況としましては、少子高齢化の進展による社会保障費の増加など、大変厳しい財政状況の中で、ハコモノ施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化対策が大きな行政課題として浮上しました。

そこで、長期的な視点に立って公共施設マネジメントに着手する必要性から、平成28年3月に高浜市公共施設総合管理計画を策定したところであります。そして、公共施設の老朽化対策に係る財政負担は、今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、持続可能な自立した基礎自治体を目指し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、施設の更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施するため、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて安定した財政運営を行うことを目的に策定いたしましたものでございます。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

本市の長期財政計画はどのような根拠に基づき策定しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 高浜市公共施設マネジメント基本条例第4条第3項において、市の役割として、公共施設総合管理計画と連動した長期の財政計画を策定するものとしており、長期財政計画は、高浜市公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなる計画であります。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

本市、長期財政計画の計画期間は何年としているのでしょうか。また、その理由をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 高浜市公共施設総合管理計画並びに公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランに連動した長期の財政計画とするため、計画期間を40年間としております。

また、改訂時期は原則、高浜市総合計画の見直しに合わせて実施しますが、直近の当初予算額、決算額の状況を反映させるなど、毎年度、所要の見直しをしているところであります。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

毎年度、所要の見直しをしているとのことで計画期間は40年という非常に長い期間でありますけれども、どのように推計して長期財政計画を策定しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 長期財政計画の見直しに向けて、例年12月上旬に財務グループから各グループに対して、歳出予算額増減調査を実施しております。

直近の見直しの際は、令和6年度予算を基準に、令和25年度までに1,000万円以上の増減が見込まれる予算科目等を調査対象とし、回答のあった金額の増減を反映しております。

個々の増減を反映させた上で、歳入歳出の款ごとにそれぞれの性質に合った推計方法を設定しておりますので、その設定に従い推計しているところであります。

例えば、歳入の市税については、市税総額を単に推計するのではなく、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税といったそれぞれの税目ごとに推計しております。また、歳出の普通建設事業では、公共施設推進プランやインフラ施設推進プランなどの事業費を積み上げて推計しております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

計画期間が40年もある長期財政計画の精度を高めるため、どのような取組をしているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 精度を高めるための取組としては2点ございます。

1点目は、当初予算額または決算額が確定する都度、その状況を反映し、毎年度、所要の見直しをしております。

2点目は、本市が取り組む公共施設マネジメントを推進していく中で、事業が具体化し、必要と見込まれる経費を把握したものを毎年度の所要の見直しに合わせて計上しております。

長期財政計画の精度を少しでも高め、実効性のある計画となるように努めております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

令和7年3月に改訂した長期財政計画では、どのような見通しになったのか。また、どのよう

に活用していくのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 令和7年3月に改訂した長期財政計画の結果、公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランに取り組んだ場合においても、財政調整基金は令和40年度末まで枯渇することなく、持続可能な財政運営を行うことができるという推計結果になりました。

しかし、財政調整基金残高は、目安となる10億円を一時的に下回る時期が一定期間見込まれており、非常に厳しい財政状況になることが見込まれております。また、一定期間を超えた際には回復が見込まれております。

市債については、借入額、年度末残高ともに、令和15年度にピークを迎えることが推計されています。いずれの推計も長期財政計画を策定しているからこそ見通せるものであります。

そして、この推計結果により、当面の間、厳しい財政運営を強いられることから、令和8年度当初予算をどのように編成していくのか検討する際に活かしてまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

次に、他市の財政計画はどのくらいの計画期間が策定してあるのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 近隣市を含めた他市を見てみますと、計画期間は3年から10年の財政計画が見受けられます。調べた範囲で見ますと、計画期間が5年の計画が多いようです。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

他市では計画期間が5年、長期でも10年というところが多いようですが、本市の計画期間が40年なのは適切なのか、その辺、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 本市では先ほど答弁させていただきましたように、公共施設総合管理計画等と連動させるため、計画期間は40年となる長期の財政計画を策定しております。

なお、以前、本市においても中期財政計画を策定していた時期がございます。最後に策定したのは平成25年度でございます。計画期間は平成26年度から平成29年度までの4年間でした。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

平成25年度までは中期財政計画を策定していたとのことですが、なぜ当時、中期財政計画の策定をやめたのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 公共施設の老朽化問題への対応は長期に及ぶものでありますので、今後

の財政計画については長期財政計画をベースに中期財政計画を包含し、時々为社会経済状況の変化あるいは行政環境の変化に応じるとともに精度を高めるといった観点から、毎年の当初予算の状況を反映させるなど所要の見直しを行っていく必要があることから、中期財政計画の策定を開始した経緯がございます。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

前回の私の一般質問において総務部長は、時代の変化などにより短中期財政計画が必要との答弁がありましたが、他市では以前より3年から5年の中期財政計画を策定しております。

本市では、中期財政計画を策定する必要性をどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） さきの3月定例会一般質問において、長谷川議員のほうから長期財政計画の在り方に関連して、中期財政計画の重要性と財政計画の見直しについて御質問をいただきました。その際に、本市においても向こう3年ぐらいの財政計画の策定の必要性を答弁させていただいたところでございます。

平成29年度に中期財政計画の計画期間が終了した後、新型コロナウイルスといった、まさしく先行き不透明な状況を身をもって経験したことや、今後についてはトランプ関税の影響が見通せないなど、先行き不透明な情勢に対応し、財政見通しがなかなか推測しづらいことを踏まえると、中期的な財政計画も改めて必要ではないかと思っておるところでございます。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） はい、分かりました。

中期財政計画が改めて必要であるとの答弁をいただきましたが、いつ頃の策定を予定しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 中期財政計画を策定をするということになりますと、やっぱり高浜市総合計画と連動した財政計画が必要と考えますので、そういった部分では高浜市総合計画と連動した計画の策定に向けて検討してまいりたいというふうに思っています。

また、策定する場合の時期につきましては、総合計画に計画期間を合わせるのが適切かと思っております。現在の総合計画の前期計画は、令和9年度までの5年間でございます。後期計画は令和10年度から令和14年度の5年間となっております。

中期財政計画の内容検討期間や前期計画の残期間を考えますと、総合計画後期計画の令和10年度から令和14年度までの計画期間に合わせて、5年間の中期財政計画がよいのではないかと考えております。

よって、令和10年3月に、令和10年度から5年間の中期財政計画を策定することが適当ではな

いかというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

ぜひ進めていただきたいと思いますが、今後の中期財政計画についてはより精度を高めていく必要があると考えますが、推計方法等の検討は開始しているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 現時点においては、具体的な推計方法等は検討しておりません。今後、関係グループと調整を図りながら検討するとともに、例年各グループに依頼している調査を工夫して、精度の高い計画を策定する必要があると考えております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

中期財政計画の基本的な考え方としては、市の最上位計画である総合計画と連動し、同時に本市の将来の都市像とその施策を実現していくための財源の裏づけとなる計画と私は捉えておりますが、その考え方でよいのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 高浜市総合計画は市のあらゆる分野の最上位計画であるとともに、目指すゴールをみんなで共有し、実現に向けてみんなで行動するための道しるべとなるものでございます。

高浜市総合計画の実現に向けて、総合計画と連動した財政計画を中期財政計画とすることがふさわしいと考えております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

より精度が高くなり、実効性が伴うであろう次期の中期財政計画は、予算編成を行う際の財源見通しにおいてもさらに生かしてほしいと考えますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） これまでも長期財政計画の推計結果は、毎年度の当初予算編成において活用してまいりました。中期財政計画を策定した際は、より精度の高い推計とすることで、引き続き当初予算編成を行う際の財源見通しの参考とし、財政調整基金の残高等に留意し、健全な財政運営につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

これから中期財政計画を策定した場合、これまでの長期財政計画も引き続き策定していくのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 長期財政計画の策定の目的は、施設の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施するため、長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことでもあります。

公共施設の計画的な管理を円滑に進めていくためには、公共施設総合管理計画に基づく公共施設推進プラン、それとインフラ施設推進プランに連動した長期の財政計画は必要と考えますので、長期財政計画は引き続き策定してまいりたいと思っております。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

これまでの答弁を踏まえると、長期財政計画と中期財政計画それぞれの役割が明確になっていくと考えております。

長期財政計画については、本市の財政のおおよその長期的な傾向をつかむものであり、中期財政計画については、総合計画の財源の裏づけや予算編成における財政見通しの基として位置づけ、より効率的で効果的な財政計画に再編成してほしいと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議員がおっしゃられるとおり、中期財政計画を策定する場合には既存の長期財政計画と新規の中期財政計画の位置づけをまず整理をし、効率的で効果的な財政計画となるよう再編した上で財政需要を見通すことにより、安定した財政運営を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） 9番、長谷川議員。

○9番（長谷川広昌） ありがとうございます。

よりよい計画になることを期待しております。

最後に、計画を立てることは、何を達成するのかが明確になる、リスクを減らし、失敗を未然に防ぐことができる、目標達成の進捗状況を把握でき、優先順位をつけた計画を修正することができるなど非常に有用であり、有効な手段だと考えます。

一方でビジネスにおいては、計画どおりに行くことはほとんどないと言われており、昨今の情勢を鑑みると、自治体においてもまず計画どおりに実行していくことは難しいと考えます。

必要以上に計画に縛られ、神経質になる必要はないと考えますが、想定外のことが起きるためのために、未然により精度の高い実効性のある計画の策定と安定した市民生活が持続できる財政運営をお願いし、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は14時45分。

午後 2 時37分休憩

午後 2 時45分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、福岡里香議員。一つ、多文化共生社会に向けた責任と信頼のあるまちづくりについて、一つ、再生可能エネルギー導入に伴うリスクと市民負担について、一つ、在宅高齢者支援の現状と展望について、以上3問についての質問を許します。

7番、福岡里香議員。

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

初めに、多文化共生社会に向けた責任と信頼のあるまちづくりについて質問いたします。

現在、少子高齢化や人口減少が進行する中で、地域社会の維持発展には外国籍住民の存在がますます重要になってきています。高浜市でも多文化共生推進プランを通じて、外国籍市民の生活支援や社会参画が図られており、今後もその重要性は高まると考えられます。

一方で、多文化共生の実現には、外国籍市民だけに視点を当てるのではなく、日本人住民との双方向の理解や関わり、そして、共に地域を担うという意識の共有が欠かせません。

市民としての権利とともに義務を果たすことや日常的な交流のきっかけづくりなど、共に暮らし、支え合う地域づくりの在り方が問われています。

このような認識の下、今回は責任と信頼に基づいた多文化共生のまちづくりをテーマに、制度面、運営面、人と人との関わり方の3つの側面から市の見解を伺いたいと思います。

初めに、多文化共生推進プランでは、外国籍市民の社会参画や生活支援に重点が置かれていますが、日本人住民が外国籍市民とどう関わり、理解を深めていくのかという双方向の関係づくりに関する記述は限定的であるように感じます。

多文化共生の実現には、外国籍市民だけでなく、日本人側の理解、関心、交流意識の醸成も不可欠だと考えますが、現行プランの中でこの点をどのように捉えているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 令和6年3月に策定された高浜市多文化共生推進プランでは、多文化共生の実現に向けた基本理念として、市民がお互いの国籍や文化の違いを理解し、認め合い、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍していますとしており、基本方針には、誰もが理解し合い、協力し合えるまちづくりを掲げ、外国籍市民が持つ多様性を地域が理解することとしております。

また、プランの中でどのように捉えているかですが、基本方針の体系図の中で全ての取組にお

いて、根底となるものとして、多文化共生の意識啓発を掲げております。そうした点から、プランの中では日本人側の理解、関心、交流意識の向上は、相互理解のためにも大変重要であると捉えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、多文化共生推進プラン内に交流促進として、イベント開催や地域参加が掲げられていますが、外国籍住民にとって、初対面でイベントに参加するのはハードルが高い場合もあります。地域での多文化共生を進める上で、まずは日常的な小さな接点、例えば、おはよう、こんにちはといった挨拶や簡単な声かけが信頼関係の第一歩になると考えます。

こうした誰でも参加できる簡易な交流、接触の機会について、市として挨拶運動などの導入や支援を検討してはどうかと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 行政側が挨拶を推進するための取組の導入や、支援をしないと、おはよう、こんにちはといった挨拶ができないような状況という社会は少し寂しいものを感じておる次第でございますが、しかしながら私が先日多文化共生コミュニティセンターで外国籍の方からお聞きしたのは、まさに挨拶のことでした。まちですれ違ったときに、おはよう、〇〇さんと声をかけられたのが、この地域で自分のことを知っている人がいてとても嬉しかったというふうにおっしゃっておいりました。

本市といたしましては、信頼関係を構築していく第一歩といたしまして、実際に市内に住んでいる外国籍の方にインタビューをした内容、例えば、母国や日本での食生活や地域でのお困りごとなどをインタビューした内容や各言語での挨拶を広報等で啓発していく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

次に、外国籍市民への日本語支援は、生活の安定や情報の受け取りにおいて重要な柱ですが、単に教える場としてではなく、日本人住民との関係性を育む場としても活用できる可能性があると考えます。多文化共生コミュニティセンターで行われている日本語教室に日本人ボランティアや学生、高齢者などが関わることで世代や国籍を超えたつながりが生まれ、結果として、日常的な挨拶や声かけが自然と広がっていく効果も期待されます。

市としてこうした日本語教室を交流の場としても位置づけ、運営の在り方を見直していくお考えはないか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 実際に多文化共生コミュニティセンターで行われている初期日本語教育事業などの日本語教室を御覧いただいているかと存じておりますが、既に日本人ボラン

ティアの方や高齢者の方もスタッフとして参加をしていただいております。

様々な国籍の方々がごちゃまぜで教室が行われておりまして、お昼の時間には皆さんが持ち寄った御飯を一緒に食べたりするなどして交流を深めながら、日本語の学習にもつながっております。

そのため、既に世代や国籍を超えたつながりが生まれる交流の場として運営されているものと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、前回の一般質問における答弁から、外国籍住民の中には市税や社会保険料の未納が相対的に多いという実態があることが明らかになりました。この点については、市民の皆様からも関心が高く、納税や社会保険料の納付といった住民としての基本的な義務に対する認識とその実践が今後の重要な課題であると受け止めております。

高浜市の多文化共生推進プランでは、外国籍市民も地域の一員として助け合い、活躍していますという将来像が掲げられており、また、外国籍市民の社会参画の項目では、町内会やまちづくり協議会への参加促進など地域を支える一員としての役割が明記されています。

しかしながら、現行のプランでは、納税義務や社会保険料の適正な納付といった市民として共通に担うべき基本的な債務についての記述が見受けられません。制度の利用と義務の履行とのバランスに関する視点が不足しているように思われます。

今後は、多文化共生を推進する上でも、外国籍市民に対して、納税や社会保険料納付の重要性を丁寧に周知、啓発していくとともに、その責務の認識を共有できるよう、多文化共生推進プランの中にこうした視点を明示していく必要があると考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 外国籍住民に限らず、全ての住民に対して納税や社会保険料納付など必要な情報を周知、啓発していくことについて大切であると考えております。

高浜市多文化共生推進プランでは、外国籍住民が必要な情報を必要なときに受け取れるよう、情報発信の充実について明記しております。

具体的な取組といたしましては、広報たかはまの発行に合わせて、英語、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語での多言語動画配信を実施しており、令和7年5月号では、固定資産税、都市計画税などの納付期限について情報発信を行うなど、外国籍住民にも必要な情報が届くよう努めております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、高浜市が策定した都市計画マスタープランでは、2032年の人口目標として、現状より約5,800人増加した約5万2,000人を掲げています。しかしながら、少子高齢化

が急速に進行している現在、日本人住民による自然増は見込みづらく、この人口目標の達成は非常に高いハードルであると認識しております。そのため、実質的には、外国籍住民の受入れ拡大を前提とした施策とならざるを得ないのではないかと考えます。

こうした前提の下では、税負担の在り方や教育、医療、福祉といったインフラ整備にかかるコストの増加など、受入れ体制整備に伴う財政的、制度的な負担が市全体に及ぶ懸念も生じます。

そこで、市としてこの人口目標の実現可能性をどのように見込んでおられるのか。また、その達成に向けた日本人と外国人の割合などの人口構成の内訳をどのように想定しているのか、御見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず最初にですが、都市計画マスタープランに掲げております5万2,000人という数字でございますが、御質問の中では目標人口や人口目標というような形で言われておりましたが、実は計画上では目標人口という表現ではなくて、目標年次における人口は約5万2,000人と推計しますとなっております。そのため、目標年次において約5万2,000人の人口になっても対応できるような住居系市街地の規模の将来フレームを都市計画マスタープランでは設定をしているというところでございます。

また、その5万2,000人の人口推計につきましては、国勢調査結果を基に国立社会保障人口問題研究所が算出をしました地域別将来推計人口をベースに、令和2年3月に策定した高浜市人口ビジョンの数値となっております。

あと、議員言われるように近年の人口動態を見ますと、人口はほぼ横ばいか逆に微減というような状況になっており、人口構成も日本人の人口が減少し、外国籍の方の人口が増加。その結果、差引きとしてはほぼ横ばい、微減というような状況になっているのが現状でございます。社会情勢が刻一刻と変わっていく中で5万2,000人という数字の実現性というところですが、なかなか厳しい状況だと感じております。

また、人口構成につきましては令和7年の5月1日時点での構成割合で、外国籍市民の割合としては9.6%となっております。構成割合としては今後、その割合は増加していくと感じてございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、今後の市政運営においては、必ずしも人口の増加そのものを最優先とするのではなく、日本人だけでなく外国籍市民を含む全ての市民一人一人が安全、安心に暮らし、日々の生活の中で豊かさや幸福を実感できるようなまちづくりを重視すべきだと考えます。

市民の幸福度を高め、定住意欲を喚起するためには、災害に強い都市基盤の整備や緑地、公共施設の充実、福祉サービスの質の向上など、暮らしの質を高める環境の形成が重要な鍵になると感じています。

こうした視点から、高浜市として今後のまちづくりにおいて、人口増加の追求よりも質の高い暮らしの実現を優先する方向へと政策の重点を転換していくお考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 人口減少社会におきまして、高浜市の人口増加のみを求める施策については、日本国内での各自治体の人口の奪い合い、そんなことをしても意味がないというふうには考えております。暮らしやすく、安心・安全な毎日を送れる社会の実現が目指すべきまちづくりと考えております。その結果として、子供を産み育てたいと思える社会を育てていくことが大切と考えております。

本市としましては、これまでも人口増加の追求のための施策ではなく、暮らしやすく、住み続けたいと思っただけの施策を進めてきたと考えておりまして、これからもその考え方は変わらず、そういった施策を進めていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

外国籍市民の増加は、単なる労働力や人口維持の手段ではなく、多様性を取り入れた新しい地域の可能性でもあります。しかし、そのためには制度の整備だけではなく、市民同士が信頼関係を築き、支え合う文化の醸成が必要です。

私はこれからのまちづくりにおいては、共に暮らし、共に担うという意識を高め、外国籍、日本籍を問わず、誰もが誇りと責任を持って地域に関われる仕組みこそが、多文化共生の真の姿であると考えます。

市には今後、多文化共生推進プランの再検討や日本語教室、挨拶運動などを通じた交流支援の充実、そして住民としての義務と役割の周知といった多角的な取組を積極的に進めていただけることを祈念し、次の質問に移らせていただきます。

次に、再生可能エネルギー導入に伴うリスクと市民負担について。

昨今、一部報道において、中国製の太陽光発電システムの一部にトロイの木馬型のウイルスが仕込まれていた可能性があるという情報が報じられました。通信機器を通じてシステムが遠隔操作された場合、送電網が不安定化し、広域の停電を引き起こすおそれがあります。通信機器は太陽光システムのうち、パネルから発電した直流電力を交流に変換して送電網に流すインバーターやバッテリーなどの内部から発見されました。これらは製品の仕様書に記載されておらず、最近9か月間に複数の中国企業製品から見つかっていると言われております。関係者によると、送電網には、事実上、物理的に破壊する手段が組み込まれていたとのことです。また、こうした機器が外部からの不正アクセスや情報漏えいといったサイバーセキュリティ上のリスクを伴うことが懸念されています。

これまでの一般質問においても、公共施設への太陽光発電設備の導入に対する財政的負担や景観、火災リスクなどについて質問してまいりましたが、今回は情報セキュリティの観点からの安全性について確認させていただきます。

現在、高浜市の公共施設に導入済みの太陽光発電設備において、中国製のインバーターや蓄電池などの機器は含まれているか、教えてください。また、今後導入を予定している設備について、同様に中国製を採用する予定があるのか、導入する機器に対してセキュリティ上のチェックや基準は設けられているのか、現時点での見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（神谷英司） 公共施設の太陽光発電についてお答えいたします。

本市が導入済みの太陽光発電設備のインバーターや蓄電池は全て国内メーカーの製品を使用しております。今後、導入予定の設備につきましては、国内メーカーに限定する予定はありませんが、メーカー選定の際には、報道などを注視して選定を行い、リスク低減に努めてまいりたいと考えております。

導入する機器に対しまして市独自のセキュリティ機器は設けておりませんが、太陽光発電システムの構成などによっては、国のガイドラインに基づいたサイバーセキュリティの確保が求められており、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、前回の一般質問において、公共施設への太陽光発電設備の導入に際し、そのリスクについて市民への説明が行われておらず、また市民からパブリックコメントもなかったとの答弁をいただきました。

近年では、太陽光パネルの火災や設備、撤去、処分の課題、さらには電気代への影響など、再生可能エネルギーに関する様々なリスクが市民の間でも関心を集めており、慎重な対応が求められていると感じています。

こうした状況を踏まえ、市として再生可能エネルギー設備の導入に当たり、リスクや費用対効果、市民への影響などについて丁寧に説明した上で改めてパブリックコメントを実施し、市民の声を反映させる機会を設けるべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（神谷英司） これまでの答弁の繰り返しになりますが、公共施設への太陽光発電設備の設置は、国の地域脱炭素ロードマップに沿った計画であります。

第7次高浜市総合計画において、公共施設等への太陽光パネルの設置などを位置づけており、市が率先してカーボンニュートラルを推進する取組の一つでございます。

本市は令和6年3月に2050ゼロカーボンシティを宣言し、同月に高浜市環境基本計画を策定し、再生可能エネルギー導入の推進を明記してございます。環境基本計画の策定のプロセスにおきま

して、パブリックコメントなどで太陽光パネルの設置についての反対する意見はございませんでしたので、計画に沿って公共施設への太陽光発電設備の導入を推進していく考えてございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、世界全体の温室効果ガス排出量のうち、日本が占める割合は約2%にとどまっています。これに対し、最も多く排出しているのは中国で約30%、アメリカが約13%、インドが約7%、EU諸国を合わせても7%前後とされています。排出量の多い中国、アメリカ、インドなどが十分な削減努力をしていない中で、日本だけが厳格な目標を掲げて対策を進めることにどれほどの効果と意味があるのかという疑問も出てきます。

国としての国際的な責任や技術開発の必要性は理解しますが、限られた財政の中で、地方自治体や市民生活に過度な負担がかかるような取組については、やはり慎重な検討が必要ではないかと考えます。

このような視点から、日本が2%の排出国であることを踏まえ、地方自治体としての脱炭素施策の在り方やその現実性、妥当性について市としてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（神谷英司） 気候変動問題は、私たち一人一人、この地球に生きる全ての人にとって避けることのできない喫緊の課題でございます。現在、世界中で異常気象、気象災害等が多発しており、特に日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも早く進行しており、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など様々な地域、分野への気候変動の影響が発生しているため、地球温暖化を防止することは、人類共通の課題と捉えております。

2050ゼロカーボンシティ宣言において、次の世代へ快適な生活環境をつないでいくことを決意した本市におきまして、高浜市環境基本計画に基づき、脱炭素に向けた取組として、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの普及、導入の推進、ゼロカーボンに向けた取組を推進していく考えてございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、再生可能エネルギーの普及促進を目的として、電気料金に上乗せされている再エネ賦課金について、2025年5月検針分から、その単価が1キロワットアワー当たり3.98円へと引き上げられることが決まっています。2024年度の単価は3.49円であり、今回は約0.5円の上昇となります。例えば、家庭の電力使用量が月400キロワットアワーと仮定した場合、年間で約2,400円の負担増となり、年間合計でおよそ1万9,000円もの支払いを強いられることとなります。電気代の高騰が続く中でこうした負担の増加は、市民の暮らしに直結する深刻な問題であり、とりわけ低所得世帯にとっては生活をさらに圧迫することが懸念されます。

また、再エネ賦課金によって得られた資金は、主に再生可能エネルギー設備を設置している事業者への電力買取り費用に充てられており、設備を保有していない多くの一般市民はその恩恵を受けにくいという点で不公平感を生む構造となっています。

こうした状況を踏まえ、2025年5月以降の再エネ賦課金引上げにより、特に低所得層に与える影響についてどのように受け止め、対応を考えているのか。再エネ賦課金制度は国の制度であることは理解しつつも、地方自治体として市民生活への過度な負担を見過ごすことなく、国に制度の見直しを求めていく姿勢や市独自の支援策などを検討する考えがあるのか、市の見解をお伺いします。

○議長（神谷直子） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（神谷英司） 政府は5月27日、物価高、猛暑対策として、7月から9月にかけての電気、ガス料金に対する新たな補助制度を発表し、家庭、企業等の負担軽減を実施することとしております。

本市では、令和6年度及び7年度におきまして、低所得世帯向けに給付金を支給しております。今後、国において電気代の高騰や低所得者に対する必要な支援がなされると考えておりますので、再エネ賦課金に対する市独自の支援策は考えてございません。

また、再エネ賦課金制度は、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを普及させるために必要な国の制度として捉えており、市として再エネ賦課金の制度の見直しを国へ要望する考えは持ち合わせてございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入は持続可能な社会の実現に向けた重要な取組である一方で、私たちはその導入に伴うリスクや課題からも目を背けてはならないと考えます。特に今回、取り上げたような中国製品に関する情報セキュリティ上の懸念や火災、撤去、景観、費用といった多面的なリスクに対しては、市としても徹底した事前調査と対策を講じるとともに、市民に対する丁寧な説明と合意形成が不可欠です。加えて、愛知県においてはペロブスカイト太陽電池普及拡大プロジェクト推進費が今年度予算に計上されており、より軽量で設置自由度が高く、撤去、リサイクル面も優位性のある新技術の開発、普及が進められています。

こうした流れを踏まえれば、現時点で既存型の太陽光パネルを拙速に導入するのではなく、より安全性や将来性の高い技術動向を見極めた上で、導入時期や設備仕様の見直しを行う重要な判断も必要ではないでしょうか。

再生可能エネルギーはあくまで手段であり、目的ではありません。市民の暮らしを守り、安心・安全な地域社会を築くという本来の目的を見失うことなく、拙速な導入や一方的な推進ではなく、慎重かつ丁寧な姿勢で取り組むべきです。

市としては、こうした設備の導入に当たって、市民の理解と信頼を得ながら、一つ一つの事業について立ち止まって検証し、必要に応じて見直す柔軟さを持っていただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、在宅高齢者支援の現状と展望について。本市では、高齢化が進行する中で、単身高齢者の増加や在宅介護の長期化、さらには認知症高齢者の増加など高齢者の生活実態がますます多様化しています。こうした現状を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅高齢者への支援体制の更なる充実が求められています。

私自身、市民の皆様から頂く声や地域の現場の実態を通して、制度の整備だけでなく実効性のある運用や周知の在り方が大切であると感じております。

そこで今回は、一人暮らし高齢者、高齢者世帯への支援体制、在宅介護を担う家族への支援、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの実現という3つの観点から、具体的な支援の現状と今後の取組について市のお考えを伺います。

まず一つ目に、一人暮らし高齢者、高齢者世帯への支援体制について。

3月定例会における今原議員の一般質問では、単身高齢者の見守り対象者数について本年度は1,035人が対象となっており、今後も単身高齢者世帯は増加を続け、令和22年には高齢者世帯のおよそ4割が単身世帯になるとの予測が示されました。一方で、高齢者夫婦のみの世帯数についても増加傾向にあるのではないかと考えますが、その実態はいかがでしょうか。高齢者夫婦世帯の現状と将来予測についてもお聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 高齢者夫婦世帯の実態につきましては、民生委員の見守り対象としております70歳以上の高齢者のみの世帯数を基にお答えさせていただきます。

令和2年度当初の見守り対象世帯数は971世帯でしたが、令和3年度以降は1,000世帯を超え、本年度は1,103世帯となっております。この5年間で132世帯の増加となりまして、単身高齢者世帯と同様に今後も増加が見込まれます。

現時点の将来予測推計になりますが、令和22年には1,500世帯を超える見通しとなっております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、単身高齢者への見守り訪問は、民生委員の皆様のお力添えによって行われていると伺っております。一方で、民生委員の高齢化や人員不足が深刻な課題となっている中、今後も持続可能な見守り体制を構築していくためには、民生委員の役割を補完、代替する仕組みづくりが必要であると考えますが、市としては、補完または代替となる担い手の確保や新たな体制についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（岩崎和也） 本市におきましては、民生児童委員の皆様による見守りに加えまして、シルバー人材センターによる見守り訪問、配食サービス、緊急通報装置の貸与など多様な手法を組み合わせ、重層的な見守りの体制と仕組みを整えております。

民生委員の役割を補完、代替する取組といたしましては、ICTの活用や民間活力の導入に加えまして、地域事業者や既存の地域資源、例えば健康自生地やこども食堂などと連携した見守りの仕組みの構築も有効であると考えているところでございます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、見守り訪問の体制を補完する対策として、本市では市内に所在する郵便局及び刈谷郵便局と、高齢者の異変に気づいた際には業務に支障のない範囲で市に情報提供を行う旨の協定が締結されていると伺っております。このような取組は、地域で高齢者を見守る体制づくりの一環として大変意義深いものであると考えております。

そこでお伺いしますが、新聞販売店など日常的に地域を訪問するほかの市内事業者とも同様の協定を締結し、異変に気づいた際に情報提供をいただけるような仕組みを構築することも有効な手段の一つではないかと考えます。こうした地域事業者との連携による見守り体制の強化について市としてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 議員、御質問のありました新聞販売店につきましては現在、正式な協定は締結しておりませんが、配達時や配達途中に異変を察知した際には、地域包括支援センターへ通報していただけるよう、既にネットワークを構築しております。また、新聞販売店と同様に地域の様々な事業者から地域包括支援センターへ御連絡いただくケースも増加しております。

今後も通報のあった事業者に対しましては、高齢者に関する情報提供の御協力をお願いするとともに、既に市と見守りに関する連携協定を締結している事業者にも積極的にアプローチを行いまして、地域全体での見守り体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） よろしく願いいたします。

次に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、今後新たに取り組む予定の支援策があれば教えてください。

○議長（神谷直子） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） 今後、取り組むべき支援策でございますが、高齢者施策に限らず、いずれの福祉施策も地域共生社会の実現といったものがキーワードになってまいります。

今後は、この取組をさらに加速させていくことが必要であるというふうに考えております。その核となるのが、重層的支援体制の整備であり、この体制を一層強化していくことが重要になる

ものと認識しております。その取組の一つが、今回の補正予算にも計上をさせていただいておりますが、まぜこぜの居場所づくりであります。この居場所を市内全域に広げることで、地域住民同士の緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度からは第10期となります介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に向けた取組も始まります。個別具体的な支援策については、これまでの取組を検証した上で、ニーズ調査の結果、それから地域の実情を的確に反映し、時代に即した施策として具体化していきたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、2つ目の在宅介護を担う家族への支援内容についてお伺いいたします。

私は、在宅で介護を担っておられる御家族の負担軽減と支援体制の強化は今後ますます重要になると考えております。ほかの自治体では、介護者向けに介護技術や知識を習得するための講座を開催し、家族、家族介護者の支援に取り組んでいる事例も見られます。

そこでお伺いしますが、本市においても同様の研修や講座は実施されているのでしょうか。もし実施されていない場合、今後開催する御予定があるかどうかについてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 本市におきましては、毎年、地域包括支援センターと市内介護保険サービス事業所は共同で介護者向けの研修や講座を開催しています。これまでオムツ交換ですとかベッドから車椅子への移乗、食事の食べさせ方、あと口腔ケアといった内容で実施をしております。1回当たりおおむね20名から30名の介護者の方に参加をいただいております。

なお、昨年度、令和6年度につきましては、高齢者と防災といったテーマに災害時にどう行動すればよいかですとか、あとは避難所で気をつけたい排せつ、口腔ケアなどの衛生対策について学ぶとともに、転倒を防ぐために正しいつえの使い方や靴選びについても実際に体験をしております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、寝たきりの高齢者を在宅で介護している家族介護者に対し、家族サービスを利用していない市民税非課税世帯の介護者に対しては、介護者慰労金を支給する制度の導入を検討してはいかがかと考えます。これにより、住み慣れた自宅での介護を少しでも長く継続できる環境づくりにつながるのではないかと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 介護者の方に対する手当、いわゆる介護慰労金につきましては平成12年度の介護保険制度の導入に伴いまして、その役割を終えたものとされ、高浜市も含めですが、多くの自治体で廃止をされております。

介護保険制度は高齢者やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、社会全体で支えていく公的な仕組みでありまして、要介護者の方には必要なサービスが保険給付として提供される体制が整っております。そのため、本市としては、改めて介護慰労金制度を導入する考えは現在のところございません。

ただ、介護者の負担軽減は重要な課題であると認識をしております。今後も相談支援や介護教室、家族向け支援など制度の枠組みの中で必要な支援を実施してまいります。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、高浜市では1981年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に専門家による無料の耐震診断を実施しており、診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅については、耐震改修工事費や補強計画費の一部を補助する制度が設けられています。

こうした制度は、高齢者が地震に強い住まいで安心して暮らし続けるために大変重要であると考えます。そこで、改めて制度の概要と高齢者世帯に対する優遇制度があれば、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） まず、制度の概要について御説明いたします。

本市では平成14年度から木造住宅無料耐震診断事業として、昭和56年6月以前の耐震基準により建築された木造住宅を対象に専門家による無料耐震診断を実施しております。

また、平成15年度から木造住宅耐震改修費補助制度といたしまして、高浜市が実施する無料耐震診断の結果、震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対し、倒壊する可能性がある、倒壊する可能性が高いと判定された住宅に対しまして、耐震改修工事費及び改修補強計画費の一部を補助しております。そのほかにも、耐震改修工事を行うことが困難な場合、寝室などに耐震シェルターや耐震ベッドを設置する費用に対し、一部補助をしております。

なお、65歳以上の高齢者を含む非課税世帯に対する優遇制度といたしまして、耐震改修工事費や耐震補強計画費、シェルター、ベッドの設置費用に対する補助金の限度額を上乗せしております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 市として、その制度を高齢者世帯に対してどのように周知、啓発しているのか。また、今後どのような広報展開を考えているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） 市の広報や公式ホームページ、LINE等に耐震対策がなされていない木造住宅の危険性や補助金などの支援制度を掲載しております。また、令和6年度から固定資産税の納税通知書に啓発用のチラシを同封することで、高齢者世帯を含む市内全ての建物の所有者に対しまして周知を図っております。引き続き、高齢者世帯に重点を置き、福祉事業におけ

る個別訪問時に高齢者世帯への耐震対策の必要性、補助制度の活用について周知が図れるよう、関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、3つ目の認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた支援体制の強化についてお伺いいたします。

高浜市でも高齢化が着実に進んでおり、全国と同様に今後ますますその割合が高まっていくと見込まれています。これに伴い、市内においても認知症を抱える高齢者の数は今後さらに増加していくことが予想されます。

そこでお伺いしますが、本市では認知症の高齢者とその御家族に対して、どのような支援体制が整備されているのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 地域包括支援センターでは、様々な支援メニューを組み合わせたプランを提案するほか、認知症サポートブック、認知症ケアパスを作成させていただきまして窓口や医療機関に設置しております。

認知症の早期発見に向けましては、認知症初期集中支援チームを編成しておりまして、早期診断や市内医療機関との連携、認知症疾患センターなど、専門医へのつなぎを行っております。

また、医師会の協力の下、市内6医療機関、計12名の認知症サポート医を養成させていただきまして、専門性の高い相談支援体制を整えております。

加えて、認知症高齢者の見守り事業では、徘徊高齢者探知支援サービスや認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を実施させていただいており、さらに権利擁護施策として、認知症高齢者等個人賠償責任保険や生活支援員派遣事業を行うほか、御本人や御家族の情報交換、交流の場として認知症カフェや認知症高齢者を介護する家族の会が開催されております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、認知症の方とその御家族が日常的に安心して相談できる窓口の整備状況と今後の課題について教えてください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 主たる相談窓口はいきいき広場の地域包括支援センターになりまして、社会福祉士、ケアマネージャー、保健師をはじめ、認知症地域支援推進員の資格を有している職員を7名配置させていただいており、医療、介護、生活支援のネットワークを強化しております。

また、認知症地域支援推進員を各まちづくり協議会に配置させていただきまして、地域における相談支援体制を確保しております。しかしながら、窓口相談に来られない方や地域の中で支援が届きにくい方もおられます。今後は地域の住民の気づきを生かした仕組みづくりや居場所づく

りを積極的に進めさせていただきまして、心配な方を早期に把握し、窓口相談やアウトリーチ支援につなげられる体制の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、認知症初期集中支援チームの活動は、早期発見、早期支援において重要とされています。これまでの本市における活用状況や相談件数、今後の強化方針についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 活動状況につきましては、年12回のチーム員会議を開催しており、1回の会議につき、おおむね新規2件、継続または終結の2件、計4件程度のケースを検討しております。

検討件数は、令和4年度が25件、令和5年度が35件、令和6年度は42件となっております、新規ケースの支援方針の決定や支援終結の検討を行っております。

これらの過程では、認知症サポート医の意見を参考にしながら、適切な医療介護サービスへの導入や入院施設への引継ぎを実施しております。

近年、症状に気づかずに認知症の行動や心理症状が悪化した段階になってから、認知症初期集中支援につながる事後的なケースも多く見られるようになりました。今後は地域包括支援センターの職員がアウトリーチによる実態把握に努め、早期に初期集中支援につなげられるよう、研修会や医師会での意見交換に積極的に参加させていただきまして、職員力の強化と活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、認知症の方やその御家族が交流し、情報の共有や精神的な支えを得られる場として、認知症カフェや家族会の役割はますます重要になってきています。

本市においても認知症カフェ及び認知症家族の会が開催されていますが、これらの取組が現在のどの程度活用されているのか、その実績と併せて、参加者の状況や運営上の課題についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 現在、市内2か所で認知症カフェが開催されておりますが、1つは「昭和で元気になるカフェ」、もう一つは、今年3月にシルバー人材センターが開設しました「おいでん茶屋」があります。

令和6年度の実施状況でございますが、「昭和で元気になるカフェ」が10回開催され、延べ175名が参加。「おいでん茶屋」は1回の開催で21名が参加されております。また、認知症高齢者を介護する家族の会が10回開催されておまして、延べ60名が参加されております。

認知症カフェや家族会が継続的に活動していく上で最も重要な課題としましては、安定したス

スタッフの確保と育成であると認識しております。加えて、参加者や開催場所の拡大、専門職との連携は、活動の質や継続性を高めるために欠かせない重要な要素であると考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、地域全体で認知症の方を支えるためには、認知症への理解を深める住民の育成が不可欠です。本市における認知症サポーターの養成状況と今後の普及目標についてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 本市におきます認知症サポーターの人数は、令和6年12月末時点で1万2,027名となっており、これは総人口の24.6%を占めております。金融機関やスーパーマーケットなど生活に密着した業種の方々にも御協力をいただいております。

厚生労働省は今年度までに全国で1,500万人の認知症サポーターの養成を目標に掲げており、本市の総人口に占めるサポーターの割合は、県下38市中、第4位と上位に位置づけられております。

今年度は認知症サポーター養成講座で、人型ロボットのペッパー君の活用も予定しており、引き続き、学校や企業との連携を強化しながら一人でも多くのサポーターを養成していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 今の答弁の中でペッパー君を活用されるということなんですけど、どのように活用されるのか、分かれば申し上げます。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） ペッパー君は、動きや会話を簡単にプログラミングをすることが可能な人型ロボットとなります。というわけで、様々な場面で活用できる媒体となります。

昨年度、小学校でペッパー君を使って認知症サポーター養成講座のお試しをしたところ、子供たちの反応が非常によかったことから、各小学校の御協力をいただきまして、今年度は市内全ての小学校3年生を対象に認知症サポーター養成講座など健康教育に活用してまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、近隣自治体では認知症高齢者への地域全体での見守り体制づくりが進んでいますが、本市ではそのような取組をどのように進めていく予定でしょうか。

○議長（神谷直子） 福祉まるごと相談グループ。

○福祉まるごと相談G（野口真樹） 地域における見守り体制の一環としまして、本市では平成27年8月から認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業を実施しております。

この制度は、認知症などにより行方不明となった高齢者の早期発見、保護を目的に、サポータ

一の協力の下、搜索活動を行うものになりますが、サポーター数は、令和2年度の303名から令和6年度には407名へと増加しており、地域の理解と協力の広がりを見せております。今後も制度の趣旨を積極的に周知させていただきまして、地域のイベント、養成講座などの機会を通じて、サポーターの登録を呼びかけてまいります。

また、各まちづくり協議会を担当する認知症地域支援推進員が地域で収集した情報を基に、関係機関や市民と連携しながら地域の特性に応じた見守り体制の整備、強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 次に、単身高齢者の増加に伴い、認知症の兆候に気づきにくく、早期発見が難しくなることが懸念されます。

こうした状況に対し、市として今後どのように対応していくお考えか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 本市におきましては、平成26年度から国立長寿医療研究センターと共同で認知症の予防体制の構築や早期発見に向けた調査研究を行っています。これまでに、脳とからだの健康チェックやホコタッチなど認知症予防に関する事業を展開してまいりました。

今年度はこの脳とからだの健康チェックの開始から10年目を迎えることから、当時、受診された方に加え、新たに60歳以上となる市民の方も対象に拡大して認知症リスクに対する早期の気づきを促進してまいりたいと思います。引き続き、国立長寿医療研究センターと連携し、認知症の早期発見、早期対応に取り組むとともに、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、地域が一体となって早期発見につながる取組を構築していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（神谷直子） 7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） ありがとうございます。

私の義理の父は、昨年よりデイサービスに通い始めました。通所先には認知症の方もいらっしゃるようで、義父はその症状について戸惑いや驚きを隠せない様子で話をしてくれます。

私自身は、仕事柄、重度の認知症の方と日常的に接しているため、そのような話を聞いても特に驚くことはありません。しかし、これまで認知症の方と接する機会がなかった義父がその存在に直面し、戸惑いを感じている姿を見て、逆に私が驚きました。

今後、ますます認知症の方が増えていく中で、認知症がより身近な存在になったとき、地域の皆さんが同じように戸惑うことなく、自然に支え合える体制が整っているだろうかという不安も感じました。

認知症の特性や接し方を老若男女問わず、誰もが学び、理解し合える環境を整備し、地域全体で支えていく仕組みが必要であると改めて強く実感いたしました。また、高齢者を支える施策は、

行政の取組と地域の力が一体となっこそ、初めて実効性が伴うものと考えます。

市民の皆様の安心と尊厳ある暮らしを守るためにも、今後さらに実効性のある支援体制の整備が進むことを強く期待しております。

高浜市の福祉行政がより市民の目線に立って前進していくことを祈念し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神谷直子） 暫時休憩します。再開は15時50分

午後 3 時44分休憩

午後 3 時50分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、荒川義孝議員。一つ、新しい防災のかたち ～防災DXについて考える～、以上1問についての質問を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一問一答形式で質問を行ってまいります。

防災の目的は、人の命を守ることにほかなりません。自治体で災害対策が必要な最大の理由は、住民の生活や命を守るためであります。災害対策基本法にも、都道府県や市町村の責務として、基本理念にのっとり、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する旨が記載されています。

阪神大震災や東日本大震災をはじめとする大規模災害において、多くの方の命が失われました。この経験から、もっと早く避難できていたら、もっと早く救助に向かえていたらなど後悔や教訓が生まれました。

2024年1月に発災した能登半島地震においては、被災した市町と県や国などの関係機関との情報共有がうまくいかず、データ収集からシステム構築までの仕組みの再構築が検討されています。こうした大規模災害の教訓を基に防災意識が高まり、防災対策を強化する取組が推進されています。あらゆる人材やデータを集結させて、いずれ発生する大災害に備える、石破首相の肝入りの政策として、政府は2026年度中の防災庁創設に向けた準備を進めています。

本年1月には、有識者を集めた第1回防災庁設置準備アドバイザー会議を開催しました。災害対応時の組織体制の強化や防災DXの推進に向けて、民間企業などのリソースを活用して防災立国の構築を目指す考えであり、デジタル社会の実現に向けた重点計画においても防災DXを位置づけ、関係省庁連携の下、様々な取組を進めています。今後は、防災DXは効率的で迅速なものにする取組が加速していきます。

地方自治体では、防災や災害対応に割けるリソースが限られているといった背景で、防災DX

を推進することの目的を認識し、単にデジタル化を図るのではなく、デジタル技術を連携させて、特定の部門や分野だけで最適化されたシステムの精度を全体に適用化させる真の防災DXに取り組む必要があります。

防災DXを考える前提として、防災意識についてであります。住民の意識や知識も個人差があります。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」といったことわざがあるように、大災害が起こった直後には意識は高まりますが、時間の経過とともに意識が薄れていくのではないのでしょうか。

令和6年7月、令和4年12月実施の市民意識調査の設問、「防災・防犯の意識が高いまちだと思う」の回答の約半数が肯定的な回答が多い結果となっております。

市民意識としてどのように分析するのか、まずはお答えください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 令和4年及び令和6年に実施しました市民意識調査において、「防災・防犯の意識が高いまちだと思う」との質問に対し、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答をされた割合は過半数を超えています。

年代別で見ますと、70代が最も高く、20代以下及び40代において過半数を超えています。一方、その他の年代では過半数を下回っております。そのため、回答の年代別ギャップに対して、全ての年代において、そう思う、どちらかといえばそう思うの割合を高められるように、防災防犯に関する新たな情報発信の検討が必要であると認識しております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

新たな情報発信の検討が必要であるとの御答弁をいただきました。市民の皆様の意識としては、どのような情報で、どういった行動を取るのか、あらかじめイメージしておくことが必要であるかと考えます。

例えば、避難のタイミング、避難経路、避難場所などなど、災害をイメージすることに必要なのは、生きるためにどうすればいいかを考えることでしょうか。何かをイメージするには、日常生活においてさほど特別なことではないと思います。日頃から情報発信が市民の行動イメージ、ひいては防災意識を高揚させていくことにつながっていくと考えます。

では同じく、令和6年7月実施の市民意識調査の設問、「市公式LINE（ライン）に登録するといつでも広報たかはまを見られることを知っていますか」の回答、約4割が知っているという回答していますが、裏を返せば、6割以上が公式LINEでは市政情報を得ていないと解釈もできます。

防災情報発信の観点から、こちらについてはどのように捉えますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害時におきまして、市のホームページは、被災状況や避難状況な

どの情報が確認できる重要な情報源となります。一般的に、災害発生後に災害関連情報を取得する手段は、複数の通信手段があったほうがよいとされております。

そのことから、防災の観点といたしましては、高浜市防災メールだけではなく、市公式LINEへの登録者数が多いほうが望ましいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

御答弁のとおり、複数の通信手段があったほうがよいかと私も思いますが、新しいメディアの活用方法も含めて、誰に何をどのように伝えるかという視点、伝える情報から伝わる、つながる情報発信をお願いしたいと思います。

SNS活用上の課題としては、登録者数、アクセス数の確保、ほかの通信媒体との役割分担、複数の部署に分散した情報発信の統合的なマネジメントなどが考えられますが、うまく使い分けることが受け手を混乱させないことにつながると思います。

災害時の情報収集、発信に頭を悩ませる自治体も多いかと思えます。被災状況を正しく把握する必要がありますが、何らかの理由でそれが難しかったり、デジタルツールを活用しての情報収集、発信をしたくても対応できる職員がいない。個人情報取り扱いに懸念があるなどの課題が考えられますが、本市における課題はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害時の情報収集につきましては、全ての自治体において多くの課題があると認識をしております。

災害時の情報収集や情報発信に対する本市の課題といたしましては、リアルタイムの状況の把握、情報収集手段が不足、情報の真偽の確認や正確性を確認すること、人的不足、関係機関との連携などが主な課題であると認識をしております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

情報発信に関しまして、5つの課題が挙げられました。どれも深刻な課題であるかと思えます。地震や台風などの災害では、直接的な一次被害に加え、情報不足が起因となる二次被害も大きな問題です。安全な避難場所へ誘導できない、救援物資を届けられない、医師の派遣ができないなど、刻々と変わる状況に応じて適切な指示ができなければ、被害はさらに拡大してしまいます。

適切な指示ができない最大の理由は、様々な組織や機関から情報が出されるものの、統合して管理されていないため必要な情報が迅速に入手できない点でしょう。加えて、自治体によっては職員間、そして住民への災害情報の伝達方法が定まっていないという課題もあります。

本市における伝達方法はいかがでしょうか。また、電話やインターネット環境が遮断された場合はどのように対応するのか、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 現在、職員間及び住民への災害情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線、SNS、市公式LINE、高浜市防災メール及び緊急速報メールなどの情報手段を利用しております。また、電話やインターネット環境が遮断された場合の情報伝達手段につきましては、防災行政無線や広報車での対応をすることになります。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

市内の連絡及び防災無線が導入されている関係機関では防災無線が使える可能性が高いですが、それ以外の通信先については、公衆回線を基本としているため不通となる可能性が高く、この部分について災害に強い情報通信ネットワーク技術の導入等による対策の検討が望まれますよね。

発災直後から1週間程度の間には業務が集中しており、通信が重要となる業務も多くなっていることから、この時期における通信の確保が非常に重要です。通信が重要となる業務から見ると、震災における発災直後と、全ての災害において発災後しばらくしてから発生しがちな停電やインフラ被災による不通が懸念されます。

地域の防災を担う自治体では、人手不足や財政不足が深刻化しています。職員は通常業務と並行しながら災害対応を行わないといけないため、過重労働に陥る可能性があります。

私も職員時代、2000年の東海豪雨を経験いたしました。1か月間、担当部署の業務は後回しに、まずは担当部署が担う防災業務への従事となりましたが、災害後の被災者支援業務が主なため、ほかの班の災害業務の応援に回るのですが、要領を得ず、使命感と焦りだけが先行し、知らず知らずの間に命の危機にさらされていたこともありました。

自然災害が増加する中で従来の防災体制では対応が追いつかない状況にあるため、効率的な防災対策が求められています。

本市において、災害時における対応、災害規模や状況にもよりますが、人力的な課題はあるでしょうか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 御質問のありました人力的課題としましては、災害対応時には防災担当職員の業務量が増加することから、本市を含め、職員数の不足が問題となっております。

また、防災対応に関する知識や経験がある職員が不足しているなどの課題もあり、限られた人員で業務を行うためには、災害発生時だけではなく、通常の防災担当業務におきましても効率が図られるような対策が必要であると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

災害時の対応には、専門知識や危機管理能力を持った人材の育成が不可欠であると考えます。

災害発生時の対応のみならず、組織全体の防災意識向上や災害後の復旧・復興においても専門人材が果たす役割は極めて重要であります。

例えば、阪神・淡路大震災では、発災初日に集まることができた兵庫県庁の職員はわずか2割程度でした。南海トラフ地震発生時にも同様な事態が想定されるため、迅速な災害対応には、職員の能力向上が不可欠です。

自治体間の相互応援や国からの人的支援の仕組みはありますが、広域災害時には、これらの支援がいつ行き届くか分かりません。迅速な災害対応には、職員の能力向上が不可欠であるため、最低限の災害対応を行える職員をいかに多く養成しておくかが喫緊の課題となります。

人材育成や災害対応能力を高めるための取組はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 令和6年度につきましては、職員向けの水害対策研修といたしまして、気象防災アドバイザーを講師として招き、職員に研修を行いました。

また、能登半島地震の被災地である石川県穴水町の職員の方にお越しいただき、防災研修会を実施させていただいております。

また、愛知県家屋被害認定士の研修につきまして、これまで担当部署であった税務グループの職員がこの研修を受講していたんですが、令和6年度より秘書人事グループのほうで取りまとめまして、税務グループ以外の職員についてもこちらの研修を受けれるように取りまとめさせていただきまして、令和6年度新たに16名の者が認定士に登録をされました。

また、防災士の資格の取得を希望する職員に対して研修案内させていただきまして、令和6年度、職員1名が試験に合格しております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

消防庁及び内閣府が令和6年に実施した調査によると、自治体における業務継続計画・受援計画の策定状況は100%でありました。首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など様々な要素が計画には記載されていると思いますが、本市の風水害対策計画、地震・津波災害対策計画ともに重点を置くべき事項として、大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集、伝達、共有体制の強化や、県市町間の総合支援体制を構築するとともに実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的、効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータの収集、分析、加工、共有の体制整備を図るなど災害対応業務のデジタル化の促進に努めること。

それでは、この項目を掲げた背景及び意図を御説明ください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 御質問のありました項目につきましては、高浜市地域防災計画では、

地震・津波災害対策計画及び風水害等災害対策計画において重点を置くべき事項として定めております。

この項目を掲げた背景につきましては、国の防災基本計画第4章、防災計画の効果的推進等として、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項などを定めるものとされております。そのことを踏まえ、愛知県地域防災計画におきましても重点を置くべき事項として、大規模広域災害への即応力の強化に関する事項が定められており、愛知県地域防災計画との整合性を図るため、高浜市地域防災計画においても大規模広域災害への即応力の強化に関する事項として定めております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、その各種計画に基づいて、非常配備体制区分、災害対策本部組織図及び災害対策事務分担において、人員不足といった観点から方々の情報や現状に対応し、マニュアルの想定を超えた状況に対し職員が動くことのできる体制となっているのか、お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害対策本部組織図、災害対策本部各班の事務分掌及び非常配備体制区分につきましては、高浜市地域防災計画において定められております。また、災害対策本部の各班のマニュアルにつきましても高浜市地域防災計画における被害想定に基づいて作成されております。しかしながら、災害時には様々なことが起こり得ることから、個別の事案に即した対応ができるよう、職員力を向上させていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、この災害対応業務のデジタル化の推進を掲げていますが、災害対策本部組織図及び災害対策事務分掌において、情報を統括する班はどちらの班になるのか。また、デジタル化ということで個別の事項でデジタル化を行い、担当する班で対応をしていくのか。あるいはDX推進計画との兼ね合いでデジタル化をトータルで一元化し、防災DXとして災害対策本部組織で推進していくのか。その際の組織図及び事務分掌における位置づけを教えてください。

○議長（神谷直子） DX推進グループ。

○DX推進G（東 文彦） 本市の危機管理マニュアルに基づきますと、災害情報を統括する班は防災防犯グループを班員とする統括班、住民に対する広報活動、情報の提供は企画部を班員とする地域班で行います。

災害対応業務のデジタル化についてですが、本年4月に作成しました高浜市DX推進計画で計画されております。基本的には担当グループが主体的に行ってまいります、DX推進グループをはじめ各部門の連携、協力を得ながら進めてまいります。

具体的な取組としましては、D X推進計画内のD Xアクションプラン内に記載がございますが、防災防犯グループによるマイナンバーカードを活用した避難所受付システム導入の検討や、G I Sを活用した災害時の情報共有、税務グループによる大規模災害時における罹災証明書の迅速な発行といった取組となります。お願いします。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

本市においても防災D Xが求められている背景には、脅威を増す自然災害に対し、従来の防災体制では対応が追いつかなくなっている現状も多少ありますよね。

2020年の内閣府における「防災×テクノロジー」タスクフォースの取りまとめによれば、大規模災害時には膨大な災害対応業務が発生するが、自治体等の人的資源には限界があり、迅速、的確な対応のためには、業務の効率化、省力化、それらに資する標準化が重要とされています。

現在、災害対応業務の効率化、省力化に資する可能性がある、A I、S N S、衛星などの様々な先進技術の研究開発や各種制度の手続のデジタル化の取組が進められており、自治体等の現場における活用促進を図っています。

そのような中で災害対応業務の一つとして、災害リスク、避難情報の提供が重要な業務であります。災害リスク、避難情報の提供が今までより効率的になることで、被災者がいち早く避難する必要性に気づくことや適切な避難が可能になります。これにより、逃げ遅れるという最悪の事態を免れることができます。

被災者の中には、自分が危険な状態でも防波堤があるから大丈夫、耐震設備が整っているから安心だ、自分は安全だ、といった慢心からその場にとどまろうとする方もいます。そんな方にも客観的にその場が危険であることをいち早く伝えることができるでしょう。

そこで、一人一人の状況を考慮して、適切な避難行動を促す情報提供をどのように行っているでしょうか。また、お考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国籍の方など一人一人の状況に合わせて、適切な避難行動を促す情報提供をすることは非常に重要であると考えております。

適切な避難行動を促す情報提供の手段といたしまして、現在では、市ホームページ、S N S、L I N E、高浜市防災メール及びケーブルテレビなど多様な情報伝達手段を活用しております。また、外国籍の方が災害発生時に迅速な避難行動が取れるように、市ホームページ及び高浜市防災メールでは多言語対応の情報を発信しております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今、発信するほうの御答弁をいただきました。では、情報を受信する、住民等からのケースと

して、それで問合せ対応への負担軽減や人手不足への対応にもつながっていくと考えますが、この住民等から現地の災害情報を収集することについての実施状況とそのお考えについて教えてください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害情報の情報収集につきましては、現状、職員が現場へ向かい、現地の状況を確認し、防災無線などを使って災害対策本部へ報告をしております。また、町内会などから各まちづくり協議会へ集約された情報につきましては、防災無線を用いて災害対策本部へ報告をされます。

今後は御質問にもありましたように、SNSや防災アプリなどデジタルツールを活用し、職員以外からの情報収集を行うことによって、災害時の情報収集能力を向上させることが期待できると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

職員の方が現場へ向かい、現地の状況を確認されるということで、非常に職員総力を挙げて現場に向かっている、なかなかこちらからも連絡が取りづらい部分もあるかと思いますが、併せて情報の真偽についても確認することがあるかと思いますが、しかし、ぜひとも取り入れていただければと思います。

くどいようですが、災害時に重要となるのは言うまでもなく情報であります。情報がなければ、どれだけリソースがあっても支援することは困難を極めます。

被害状況を速やかに把握することで、いち早くレスキュー隊を向かわせたり、どこに何をどれぐらい支援すればいいのかが把握できます。災害発生直後の情報収集については情報収集の空白時間を短縮し、写真、位置情報を含め、詳細な現場の状況を把握することが適時的確な支援を可能としますが、どのように把握し、災害対応を行っていますか。また、お考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害発生後の情報収集は、被害状況の把握、避難の判断、ライフラインの状況の把握に加え、避難所が開設された後につきましては、避難所との連絡を行う上で非常に重要であると考えております。

現在、災害対策本部が情報収集を行う場合、防災無線のほか携帯電話、テレビ、ラジオ、インターネット、高浜市防災メールなどを活用して被害の状況、避難状況、交通状況、ライフライン状況などの把握を行っています。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

現状、現場の状況をリアルタイムで把握することは少し課題がありそうですね。

災害に強い情報通信ネットワークには大きく3つの要素があるとされます。地域住民に災害関連情報を提供する仕組み、関係者間、自治体関係者、関連機関、地域住民で情報を共有する仕組み、被災地ネットワークをリアルタイムでつなぐ仕組みをぜひとも構築していきましょう。

では、安否確認を行うことや各避難所の情報、必要な支援情報や避難者数などをどのように共有していますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 必要な支援情報や避難者数などの情報につきましては、愛知県においては、愛知県が各自治体間の避難情報を共有するシステムといたしまして、愛知県防災情報システムを構築し、現在、運用しております。

実際に災害が発生した場合、各自治体が避難所を開設した場合において、各自治体の避難者数を県の防災情報システムに報告することで、愛知県が各自治体から報告された情報を集約し、防災関係機関に対し、迅速かつ確実に情報の提供が行われるシステムが運用されております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

情報が集まる避難所、避難所受付の簡略化、避難所の避難者の体調管理、救援物資の配給などを避難所をデジタル化し、避難所運営の業務を効率化することで円滑な運営の実現が必要であると考えます。

避難所受付にかかる業務時間を削減し、避難所運営スタッフは削減した時間をほかの業務に回すことが可能となります。現況と今後のお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 現時点におきましては、避難所のデジタル化については導入ができておりません。避難所のデジタル化につきましては、各避難所においてデジタル技術を活用することによって避難所の効率的な運営ができ、避難者の安全と避難所生活の快適性の向上が図られるようになると考えられています。

避難者情報の登録や入退所管理、物資配布の効率化、健康状態の把握などが可能となり、災害時の対応速度の向上や避難所への負担軽減が期待できることから、システムの導入に向けまして近隣市及び既に導入している自治体の状況等を把握したいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

関係機関からの情報収集について様々な手段を講じていることと思いますが、では、この通信手段の冗長化することには、つまり災害の影響を受けない通信手段、トラブル時の影響や損失を抑えることができるとは思います。どうお考えでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害が発生した場合、通信事業者も復旧に向けて全力を尽くしますが、現実的には通信が遮断された場合、通信インフラが万全な状態に回復するまでには時間がかかります。そのため、情報収集の確実性を高めるためには、単一の手段に頼るのではなく、複数の手段を用意しておくことが重要であると考えております。

ある通信手段が使えなくなった場合においても、別の手段で情報を伝えることが可能となる冗長性のある通信戦略は、信頼性の高い情報の伝達、収集が可能となることから重要な対策であると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

被災者支援制度のデジタル化は、取り組むべき項目の一つであります。被災された方を支援する制度を整えることも人の命を救うことになります。例えば、被災したことで生活に支障が出るほどの後遺症が残った方や住まいをなくした方、保護者を失った子供たちは路頭に迷うことになります。そんなとき、支援制度があるにもかかわらず制度があることを知らない、申請方法が複雑で難しい、気軽に相談できないなどの問題があると、支援を受けたい人が満足に受けられないという状況が起きるかもしれません。

そのため、被災者が利用しやすいよう支援制度のデジタル化を進めることも必要になります。大規模災害時には、各省庁や地方自治体から各種被災者支援制度の情報が提供されていますが、多くの制度があり、また順次新たな制度が追加されることから被災者が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間、労力を要します。被災者の生活再建支援の迅速化のため、被災者、行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるよう、個人向けの生活再建支援制度を一元的に集約したデータベースを構築し、ウェブ等で提供することが必要ではあるかと思えます。

各種被災者支援制度を簡易に検索できるデータベースの構築や各種被災者支援制度、罹災証明でありますとか被災者台帳等の手続のデジタル化についての取組はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） まず、被災者支援制度のデータベース構築についてお答えします。

各種支援制度の担当者が被災者台帳システムに支援状況を入力することにより、被災者台帳が作成されます。この被災者台帳の作成により、被災者ごとに支援状況が一目で分かるようになることで、被災者に対する支援漏れや二重支援をなくし、迅速な生活再建につなげます。

次に、手続のデジタル化についてですが、現在、罹災証明につきましてはオンラインによる申請が可能となっております。一方、そのほかの手続につきましてはオンライン申請の対応が義務づけられていないことから対応していないところでございます。なお、今年の条例改正により、

災害時の市税の減免につきましては、申請によらない、職権による減免が可能とされたところでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

被災者支援制度につきましては、後ほどまた少し詳しく聞かせていただきます。

共助は、言葉のとおり共に助け合うことを指します。一見、防災DXとは無関係のようですが、災害時には避難所には行かずに車中泊をする方や避難所生活をしていても救援物資が届かず、食料不足になるなどの問題が挙げられます。これによりエコノミークラス症候群や栄養失調などの健康問題に発展し、3次被害を起こす原因ともなります。そのようなとき、被災していない地域からの支援を有効的に活用できれば、被害を最小限にとどめることができます。

内閣府では、シェアリングエコノミーを活用することを勧めています。災害等の非常時における新たな支援として、インターネット上のプラットフォームを通じて、ホストが所有する物や場所、スキルをユーザーにシェアするシェアリングエコノミーを活用する取組も行われています。

被災者への避難場所、食料等の災害支援サービスの提供をするなどの取組もその一つですが、有効的に活用すれば支援を広げることができると思いますが、取組状況とそのお考えをお聞かせください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 御質問のありました、シェアリングエコノミーにつきましては、災害時においてシェアリングエコノミーを活用した場合のメリットとしまして、普段は活用されていない資源を災害時に共有することで、物資や人材、場所を効率的に共有することができ、被災者への支援や防災対策を強化することが可能となると考えられております。

取組状況につきましては、民間において民泊施設を避難所として活用したり、フードトラックのシェアサービスを活用した被災地での炊き出し支援、駐車場のシェアサービスによる駐車スペースの提供などが行われております。また、物ではなくマンパワーのシェアリングサービスとしましては、復旧支援や医療支援など専門的な知識やスキルを持った人材を現地に派遣するなど、様々な取組が考えられております。

今後、災害時にシェアリングエコノミーを活用する場合、被災者にとって何が必要であるかについて近隣市町と協力し、調査、研究をしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

インターネット上のプラットフォームやアプリを介して支援を広げる、分野を広げていくことができますよね。防災情報システムやアプリを活用した防災ソリューション、AIやビッグデータ、センサー技術、IoTロボティクス、ドローンなどの最新テクノロジーを災害の予測や早期

警戒、被災地の状況把握、救助活動の効率化、復興支援などに役立つ、そのほか、デジタルを活用した取組は行ってみえるでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） デジタルを活用した取組としましては、国や気象庁において様々な防災対策が行われております。主なものといたしまして、人工衛星やスーパーコンピュータを活用し、線状降水帯や台風等の予測精度を向上させることで地域の防災対応や住民の早期避難に資する情報提供を可能としております。

国土交通省におきましては、I o Tセンサーを設置し、河川の水位情報や道路冠水情報などをリアルタイムの情報収集として実施しております。また、AIやドローンなどのデジタル技術を活用することで、災害の発生状況や被害の範囲を迅速に把握することが可能となり、避難所の混雑状況の予測、最適な避難ルートの選定など避難計画の最適化が検討されておる状況でございます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

DXとして捉えるべきかのところでありますが、近年ではLINEなどのSNSが防災情報の取得に幅広く活用されており、実際に避難などで役立つとの事例も出ています。

総務省が2017年に発表した熊本地震における情報通信の在り方に関する調査結果によると、2016年の熊本地震では、発災時、応急対応期、復旧期を通じて、SNS、特にLINEですが、家族、友人、知人等の利用は携帯電話の通話、地上波放送に次いで多いという結果でした。当時よりも現在のほうがSNSの利用率は高まっていることを踏まえれば、さらに活用が進んでいると考えます。

SNSでは、個々に被災情報を発信したり、自治体によるLアラートの発信情報を拡散したりすることで、きめ細かく大量情報をリアルタイムに入手できるというメリットがあります。

本市の活用状況については、いかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 総合政策総グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 災害時におけるSNS活用としてでございますが、LINEによるプッシュ型のリアルタイムの情報発信から情報掲載量に優れるホームページに誘導し、様々な情報を伝えていこうということを今は想定をしております。

そうしたようにLINEと他の情報媒体を組み合わせることで、より効果的、効率的な情報発信が可能になるものと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

確かに本市公式LINEには、防災情報への容易にアクセスができるリッチメニューを備えて

いますよね。避難所情報やハザードマップなどを災害に備えた取組について、市のホームページに誘導するようになっていきます。現在、確認できるのは、平時の情報や発災に備えての情報ですが、実際、発災時にリアルタイムな情報を確認できると思いますが、どのような内容が確認できるでしょうか。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現在の市のLINEでは、議員言われるように、リッチメニューのところに防災に特化したページ部分を作っております。

平時では避難場所の一覧とかそういったものになりますが、実際、災害時ではそのページサイトで避難所の開設状況や混雑状況、物資の配布情報などを更新をしていくことで、リアルタイムに状況が取得できるような形になると想定をしております。

そうした更新の状況をLINEでプッシュ型でお知らせすることで、確実に市民の皆さんに情報を確認いただくことができるかなと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

常時と非常時という2つのフェーズの垣根を取り払い、フリーにするフェーズフリー。どちらの状況でも活用できる商品やサービス、情報提供などをする新しい防災コンセプトです。

このフェーズフリーの概念を取り入れた取組の推進、市民への周知等が有効であると考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害時におけますフェーズフリーで代表的なものとしましては、ローリングストックがあります。災害用の備蓄食料として、普段食べている食べ物や飲み物を少し多めに買い置きし、賞味期限が近いものから消費をしていき、消費した分を買い足すことで常に一定量の食料を家庭で備蓄し、賞味期限切れを防ぐ方法になります。

ローリングストックにつきましては、普段の買い物の範囲で実施できるため、費用や時間をかけずに備蓄できることから有効な手段であり、防災講習会などにおいて市民への周知を行っておりますが、今後につきましては、身近な防災情報として市公式LINEやホームページなどで周知をしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

今、御答弁にあったとおり、フェーズフリーの考え方を実践する具体的な方法としてローリングストック法が注目を集めています。

この方法は従来の備蓄という概念を覆し、日常生活の中で自然と防災対策を実現する画期的なアプローチですよね。フェーズフリーを導入することで、自治体と住民の双方に大きなメリット

がもたらされます。その効果は防災面にとどまらず、行政運営の効率化や地域コミュニティの活性化までに及んでいくことと思います。

それでは、高浜市DX推進計画アクションプランにおけるデジタルを生かした地域の課題解決や活性化と未来に向けた基盤づくりの中で、継続中の取組として、統合型GISを活用した災害時の情報共有に取り組んでいますが、実際、伝達される被災情報などの情報は、どのような機関等や人から提供されますか。また、住民から上がる情報については、特に職員が現場に臨み、確認した内容でしょうか。さらに、職員等以外で、現場の状況をどのように確認しますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害発生時におけます情報伝達につきましては、これまでは土木班等の職員が現地確認を行った際に、現着後の情報伝達については防災無線を利用しており、詳細な被害状況や現場の写真については庁舎に戻ってからでなければ把握できない状況でありました。

しかし、現在、進めております統合型GISを活用することで、現場確認時に取得した詳細な情報や撮影した写真をネットワークを通じて直接災害対策本部に送信できるようにする取組を進めております。

これにより、現場の所在地を地図データ上に自動でプロットし、災害対策本部内で画面共有ができることが可能となるため、被害箇所とその情報がより明確に把握できるようになります。

また、今回の取組により災害ごとのデータを蓄積することも可能となることから、過去の経験に基づいた被害が発生しやすい箇所を共有することも期待されます。

また、消防団員等にGISのIDを割り振ることによって、スマートフォンや通信機能を持つタブレットがあれば利用することが可能となることから、引き続き、現場との情報共有の向上を図り、安全で迅速な対応を目指してまいります。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

非常に効率のよい情報共有が可能となりそうですが、この統合型GISの使用が不可能となった場合、情報共有はどのように行われますか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害によって統合型GISが使用できない場合につきましては、紙媒体の地図を用いて情報共有をしなければなりません。その場合におきましても、各グループが保有している個別の地図情報が利用可能であれば、その情報を活用し、被災状況の把握などを行うこととなります。

被害の状況把握や避難経路の確認について情報共有を行う場合につきましては、紙の地図を活用するなど、できる限りの情報共有を行ってまいりたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

統合型GISのスペックの高さを改めて確認することができました。

もう一つ、高浜市DX推進計画アクションプランに掲げた新たな取組について確認をさせていただきます。

便利さを実感できるスマートな行政サービスと活用支援において、本年度より大規模災害時における罹災証明の迅速な発行が可能となりますが、被災者支援管理を一元化して被災者支援システムが構築されます。

まず、罹災証明の発行について、家屋の被害認定調査については、職員の現場確認によるものでしょうか。そして、データベース化する前の段階で時間を要すると思いますが、その方策についてはいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それでは、罹災証明発行に関する御質問に対し、お答えいたします。

家屋の被害認定調査は、職員が現場に赴き、タブレットを用いて行います。タブレット内に当該被害家屋の図面を事前に登録し、損害部位を記載することにより損害割合を自動計算し、罹災程度がシステムに登録されるため、システムを操作し、迅速な発行が可能であります。

今、申し上げた内容により、罹災証明発行までに要する時間は半分以下と大幅に時間が短縮されるものと見込まれるものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

では、この被災者支援システムであります。被災者台帳を備えたシステムですが、生活支援再建制度や固定資産税の減免など部署を超えた連携、実施を誘導していくツールになるのでしょうか。ほかにどのような支援につながっていくのか、お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 被災者台帳を作成することによって、先ほど税務グループリーダーからの答弁にもありましたが、被災者の支援漏れ及び手続の重複をなくすことができ、結果として中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施することが可能となります。

また、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等が一元的に集約することができることで、市が保有しております直近の情報を基に迅速な支援につなげることが可能であると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

一元化により、誰一人取り残すことのない支援につながることを期待しております。

さて、高浜市DX推進計画アクションプランにおいて、もう一つだけ気になる取組があります。マイナンバー等を活用した避難所受付システムの導入について現在検討中とされていますが、検討されてみえる概要と、このシステムのイメージについて教えてください。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） マイナンバーカードを活用しました避難所受付システムの概要につきましては、災害が発生した後、避難所が開設された際に被災者の方が来られ、受付の業務において避難者がマイナンバーカードを提示することでマイナンバーカードから名前、住所、生年月日などの情報を自動で読み取ることができるシステムであります。

これらのシステムを活用した場合、避難所開設後の避難者の受付業務にかかる時間や各避難所の避難者名簿の作成時間が短縮できると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

なるほど。効率化、省人化には極めて有効な取組ですよね。避難所運営者と避難者双方の負担軽減と利用者に必要な支援の提供に向けて、情報の収集、共有を可能にするシステムであると考えますが、避難所受付機能のほかに、避難者名簿一覧機能、避難者や避難所のインフラの状況、支援のニーズなど避難所の状況報告や確認機能、病歴、障害、調剤等の個人情報保護法に規定する要配慮個人情報による対応など、マイナンバーカードを介しての各種情報の伝達と対応や、個々の状況に即した支援を可能にするなどの事項をどのように検討していきますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 能登半島地震の被災地におきましては、避難所運営において被災者の情報の把握についての課題が浮き彫りとなりました。そのことから、避難所運営の課題を解決する手段としまして、避難所運営にマイナンバーカードを活用する実証実験が行われました。

今年2月、石川県で行った実証実験では、避難所受付機能のほかに、避難者名簿の作成、避難者数の把握などについて検討が行われました。マイナンバーカードと保険証を連携されている場合、マイナンバーカードを介して病歴や飲んでいる薬などの個々の避難者情報を把握する手段としては有効であると考えております。

しかしながら、石川県の実証実験におきましては、避難所にマイナンバーカードを持ってこない避難者も多く、またマイナンバーカード以外で避難者の情報収集を検討する必要があるという課題が残りました。そのことを踏まえまして、今後、避難所運営のシステムを検討する際には、マイナンバーカードを含め、どのようなツールを利用すれば効率的であるかを検討する必要があると考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

緊急情報の伝達により、被害を最小限に防ぐことができます。正確な情報を早く住民に届けることができれば、住民は素早く避難行動を取ることができ、被害を最小限に抑えることが可能となるメリットを生かすために、今後、どのように考えていきますか。また、避難誘導などについてはどこまで検討していきますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害など緊急情報について正確な情報をより早く住民へ伝達することができれば、早めの避難につながり、安全を確保し、被害を最小限に抑えることができます。

緊急情報を伝達する場合には、複数の手段を組み合わせることで、情報が届かないリスクを軽減することが重要な対策であります。

具体的な対策としまして、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、ケーブルテレビなど複数の情報伝達手段を整備し同時に活用することで、仮に一つの手段が使えなくなった場合でも他の手段を通じて情報伝達ができるようにしております。

避難誘導につきましては、先ほどの質問でお答えしましたとおり、ドローンを利用した避難経路の確認、避難誘導が今現在検討されておりますので、そのことを含め、導入可能かどうかを先進地の導入事例及び近隣市の導入予定について調査をしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

マイ・タイムラインにて危機が迫った際には、自ら決めた避難のトリガー情報がプッシュで通知されることで確実な避難行動を行うことができるといいかと思えます。

防災科学技術研究所、情報通信研究機構、株式会社ウェザーニューズが、LINE株式会社の協力の下、開発を進めている災害時の情報提供、共有を効率化するソリューションとして、防災チャットボット「SOCDA（ソクダ）」があります。住民はLINE上で被害状況をテキストや位置情報、写真を投稿することができる情報投稿機能や、ユーザーが基本情報、現地や生活場所、災害時予定避難先、避難の自由度、避難の予定の警戒レベルを設定することで、避難時に自身の状況に合った避難情報を受け取ることができる避難支援機能などの機能を取り入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 防災チャットボット「SOCDA」は、災害時にチャットボットを通じて市が災害情報を住民に知らせることができると同時に、逆に市民からも被害が起こっている場所などの被害情報を受け取ることが可能となります。

防災チャットボットの自動会話機能を導入することによって、市民とのやり取りは自動となり、災害時に集中する定型的な問合せにも24時間対応するなど、人手を割かずに対応することが可能

となり、職員は他の仕事をする事ができると考えられます。

しかしながら、アプリの初期構築費用など費用対効果の面も含め、引き続き調査をしていきたいと考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

被害状況の情報収集、伝達がスムーズになるというメリット、ドローンやAIによる分析などの技術により、被災地の状況をリアルタイムで情報収集することができます。災害対策本部からの指令を迅速に行うことができ、初動対応が適切なものとなると思います。発災後どれぐらいの時間で被害状況を把握し、最適かつ迅速な初動体制を構築することを想定してみえるでしょうか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害情報をデジタル化することによって、災害発生後の初動体制を構築し、災害時の対応を迅速かつ的確にするためには重要であると考えております。

デジタル技術を活用することで、情報収集、情報伝達及び情報共有が効率化され、従来のやり方と比較した場合、より迅速な初動対応が可能となると思われませんが、初動体制を構築する時間につきましては、被害の状況等により様々なケースが想定されていることから、どれぐらいの時間で構築できるかについては、明確な時間について想定はできておりません。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございました。

では、様々な災害を予測し、どんな災害が起こった場合でも確実に連絡ができる手段が必要ですが、衛星安否確認サービスQ-ANPI。避難所等に設置した専用通信端末を使い、避難者がスマートフォンを使って入力した安否情報を準天頂衛星経由で伝達するサービスがありますが、活用できる可能性はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） Q-ANPIの活用についてですけども、衛星安否確認サービスQ-ANPIにつきましては、以前、愛知県災害対策課が県内自治体向けに説明会を開催し、本市職員も説明会に出席しております。

実際このシステムを活用する場合、Q-ANPIに対応できる専用端末の購入費用に加えまして、このシステムは常時衛星との通信が不可欠なことから、操作する際には三脚を設置して衛星のほうに向けて、方位の確認などの操作が必要となります。

このことを踏まえ、災害現場での操作性などを他の通信手段と比較、検討しましたが、本市におきましては、他の通信手段を活用したほうが実用性が高いと判断しました。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

自治体の住民サービスの迅速化、均一化につながるメリットとなる被災者支援制度のデジタル化が今年度進められますが、しかしそこに至ることができないインターネットやコンピュータといった情報技術へのアクセスや利用の程度によって生じる社会的な格差であるデジタルデバイドへの対応はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） デジタルデバイド対応でございますが、便利な道具もいざというときにいきなり使えるということはないと考えております。普段から使い慣れているからこそ、いざというときにも使えるのもであると。議員、先ほど言われたようにフェーズフリーの考え方、非常に重要なことと思っております。そうしたことも踏まえて、イベントなど人が集まるところでスマホやLINEの使い方、相談ブースを設けて、令和6年度は実施をしてきたところがございます。

ちなみに令和6年度ですが、高浜まちづくり協議会の夏祭りや翼まちづくり協議会の夏祭りの場でブースを設けて、LINEの登録の仕方を相談、説明をしました。

また、げんき講座LINE登録会やチョイソコたかはまの地区説明会にも全てお邪魔をさせていただきまして、市のLINEへの登録方法を御説明させていただきました。

また、チョイソコたかはまスマホ相談会や、市だけではなく南部まちづくり協議会が独自にスマホセミナーを開催するなど、そういった対策を実施してきたところでございます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

デジタル庁は防災分野の優れたサービスアプリを自治体が円滑に検索、調達できるよう、平時、切迫時、応急対応、復旧・復興の4つの局面に分け、それぞれの局面で有用なサービスを提供しています。しかし、災害情報システムの標準化が十分ではありません。

現在、自治体単位では、災害情報システムの集約が順次進められているものの、国のシステムとの連携やシステム全体の標準化はまだ十分ではありません。

システム全体の標準化が行われていないと大規模災害が起こった際、国と自治体で的確な連携、情報共有ができず、避難や救助に遅れが生じます。災害時に国と自治体で連携し、迅速な対応を行うためにも災害情報システム全体の標準化は急務ですが、現在までの進捗状況と今後の連携できる国の防災システムはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（神谷直子） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（亀井勝彦） 災害情報システムにつきましては、全国で様々なシステムが運用されております。災害防災システムの標準化が行われた場合、各機関同士の連携がスムーズとなり、迅速かつ効果的な災害対応が可能になると思われます。

現在、都道府県におきましては、独自の防災システムが整備されており、愛知県では愛知県防災情報システムが整備され、県内の市町村が活用しております。

また、国におきましては、令和4年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、プラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置づけ、令和7年度までに実装することが目標とされております。

内閣府防災担当は、新総合防災情報システム「SOBO-WE B（ソーボーウェブ）」を構築し、令和6年4月より運用を開始しております。

新たに国や地方公共団体などの災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報について、災害対応を基本共有情報として定め、今後は新総合防災情報システムでの自動システム収集を目指しております。

○議長（神谷直子） 質問の途中ですが、ちょっと時計を止めてください。

今の予定ですと、5時を少し過ぎますので、本日の会議時間について申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） それでは、本日の会議時間を延長することが決定いたしました。

それでは、会議を続けます。

失礼しました。質問を続けてください。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

データ処理やAIなどの技術が発達し、今後も防災に関する様々なサービスが行政や民間から生まれると思います。ただ、それらが個々に独立していたら出せる効果が半減してしまいますし、利用者にも複数登録などの負担が発生します。

官民が連携し、災害対応における先進技術の導入やデジタル化の取組を横展開し、推進する場となる「防災×テクノロジー」による官民連携プラットフォームの設置が必要ですよね。

防災業務の効率化と省人化を図ることができるのが、防災DXのメリットであります。地域の防災を担う自治体では、人手不足や財政不足が深刻化し、脅威を増す自然災害に対し、従来の防災体制では対応が追いつかなくなっています。技術の進歩が終わらない限り、効率化や高度化は際限なく続くため防災DXも終わることはないと考えますが、防災体制を構築していく上で、人員配置や災害対応業務分担をどのように改変されていきますか。お願いします。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 高浜市DX推進計画に基づきまして、防災DXを進めていく中でどのような事務が省人化されるか、それを今後、検証しつつ事務分担の見直しを検討していきたい

と考えております。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

防災DXを推進することで職員間の災害情報の共有化を迅速にしたり、作業負担を軽減したりすることができ、重要な業務や判断に注力できるようになっていくことでしょう。

防災DXはシステムを導入するだけではなく、業務改革（BPR）とセットで進めていくことで更なる相乗効果が生まれると考えます。例えば、熊本県等においては、初動期から応急期、復旧・復興期に実施すべき業務を可視化したシステムを導入し、災害対応業務の経験がない職員であっても災害業務に当たることができ、災害対応の向上が期待されています。さらに業務フローを可視化し、多角的な視点から業務を俯瞰することができるようになり、現行業務の課題を洗い出し、業務の改善につなげられると考えます。

業務効率化で確保した人的資源は、住民一人一人に寄り添った被災者支援業務に再配分することも可能になるのではないかと考えますが、今後の構想はいかがでしょうか。

○議長（神谷直子） 企画部長。

○企画部長（野口恒夫） 防災のみならず、全ての業務において業務の効率化を推進していく必要があると考えてございます。その目標を実現するためのツールとして、DXの取組をはじめ企業連携や地域協働といった考え方、取組が今後も重要になってまいります。そうすることで、議員言われるような、市民一人一人に寄り添った施策、取組への人材の再分配も可能になるというふうで考えておりますので、引き続き、DXをはじめとした業務改革に取り組んでまいります。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

防災DXを推進していくに当たり、どのような組織で推進していくのか。担当部署で行うのか、あるいは分野横断的に全庁を挙げて進めていくのか。時代や課題、防災に特化した組織改変なども視野に入れていく必要はありますよね。システム開発、維持管理にコストがかかります。現在、災害対応の迅速化、省力化に資する可能性のあるAI、SNS、衛星などの様々な先端技術や各種制度運用のデジタル化の研究開発が進められており、一部の意欲ある意欲的な自治体では実証実験や実用化が進められています。

他方、多くの自治体では様々な災害対応上の課題を抱えていますが、その課題解決に関する先進技術を知る機会が少なく、また、技術の内容や効果、活用事例、準用手順等の情報を収集し、関係事業者等との導入に向けた相談等を行う機会が限られ、導入が進みません。

災害対応の効率性を上げる。常に最新の情報が全員に行き渡る。この情報を当たり前にすることを大前提に防災DXを推進していくべきではないでしょうか。また、ハード面においてもデジタル技術を活用した災害復旧事業の迅速化、すなわち、被害把握から復旧完了までのプロセス全

体においてデジタル技術を活用することにより、負担軽減、被災箇所の早期復旧を実現することが可能になります。

ただ、DXは魔法のつえではありません。全てを解決してくれるものではありません。

パーソナルイズポリティカルという言葉が御存知でしょうか。昨年度末に終了した冬クールのドラマで脚光を浴びました。直訳は、「個人的なことは政治的なこと」ですね。しかし、実際にはポリティカルというのはみんなでルールを決めたり、意見がぶつかったときにどうするかを考え、話し合ったりすることを指します。とにかく意見をぶつけて、ぶつけ合って、100%は無理でも、互いにある程度納得いく結論を見いださないことには、問題は解決しないんです。

個人的な出来事は社会とつながっているものであり、自分一人だけの問題ではありません。絆を深め、自分たちの気持ちを伝えることで、社会の仕組みを少しずつ変えていくことが課題解決の原動力となります。

防災活動もその一つの種類であることを加えてお伝え申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（神谷直子） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

再開は、6月11日、午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後4時58分散会
